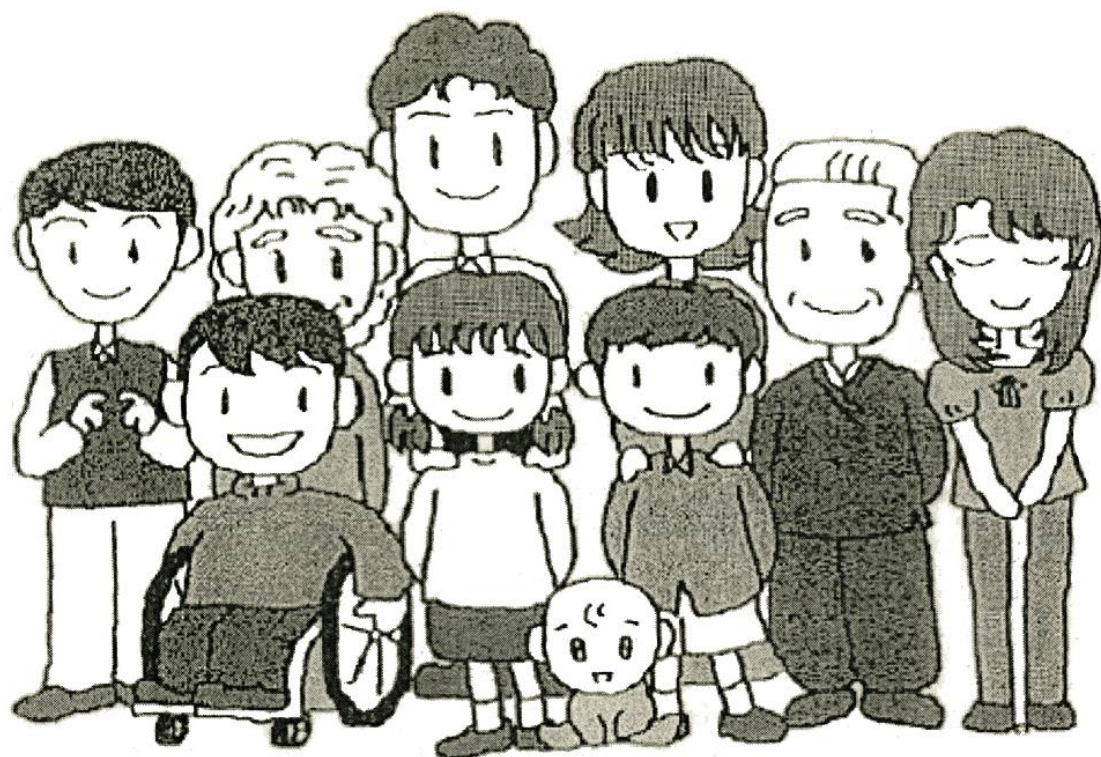


障害福祉 ハンドブック

令和6年度



上越市

障害福祉ハンドブックのご利用にあたって(お願い)

このハンドブックは、上越市の障害のある方に関係する制度や各種サービスについて簡潔にまとめたものです。

よくお読みになられた上で、積極的にご利用ください。

なお、各制度によって対象者や申込み方法等が異なります。申請の際には、あらかじめ担当課に確認くださるようお願いいたします。

また、多くの制度は事前の申請が必要ですので、ご注意ください。

※主な問合せ先は最後のページをご覧ください。

【QRコードについて】

各制度のQRコードをスマートフォンで読み込むことで、ホームページをご覧ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

も く じ

ページ

1 障害者総合支援法の目的	1
2 身体障害者福祉法の目的	1
3 知的障害者福祉法の目的	1
4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的	1
5 障害者総合支援法	2
6 身体障害者手帳	3
7 療育手帳	4
8 精神障害者保健福祉手帳	5
9 快適な日常生活をおくるために	
(1) 補装具の購入・修理費の支給	6
(2) 日常生活用具の給付	7
(3) 補装具・日常生活用具の利用者負担軽減	14
(4) 指定ごみ袋引換券の交付	15
(5) ごみヘルパー制度(ごみ分別及び搬出支援事業)	15
(6) 車椅子・車椅子用スロープの短期貸与	16
(7) タクシー等の利用助成・自動車燃料費の助成	17
(8) 人工透析患者通院交通費の助成	18
(9) 施設等通所交通費の助成	19
(10) 特別支援学校等の児童生徒に対する通学支援	19
(11) ヘルプカード	19
(12) 自動車運転免許取得費の助成	20
(13) 障害者用自動車改造費の助成	20
(14) 介護者用自動車改造費の助成	21
(15) 医療型短期入所事業	22
(16) 除雪費の助成	23
(17) 理・美容師の派遣	24
(18) 手話通訳者・要約筆記者等の派遣	24
(19) 軽・中等度難聴者補聴器購入費の助成	25
(20) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	26
(21) 障害者向け住宅リフォーム助成事業	27
(22) 住宅改修費の助成(日常生活用具給付事業)	28

10 医療について

(1) 重度心身障害者医療費助成(県障医療)	29
(2) 自立支援医療費(育成医療)	29
(3) 自立支援医療費(更生医療)	30
(4) ひとり親家庭等医療費助成(県親医療)	31
(5) 自立支援医療費(精神通院医療)	31
(6) 精神障害者入院医療費助成	32
(7) 後期高齢者医療制度	33

11 共済、手当などについて

・ 心身障害者扶養共済制度	34
・ 児童扶養手当	35
・ 特別児童扶養手当	35
・ 特別障害者手当	35
・ 障害児福祉手当	35
・ 在宅重度重複障害者介護見舞金	35
・ 障害者在宅介護(介助)手当	35
・ 障害基礎年金・特別障害給付金	35

12 障害福祉サービス等の利用について(障害者総合支援法・児童福祉法)

・ 申請から利用までの流れ	37
・ 利用対象者	38
・ 障害福祉サービス等の種類	38
・ 障害児行動援護等サービス利用支援事業	39
・ 障害福祉サービス事業者等一覧	40
・ 障害福祉サービス等の利用者負担軽減	49

13 通所施設について(こども発達支援センター)

(1) 相談・療育支援	50
(2) 一時保育	50

14 相談窓口について

(1) 福祉課、すこやかなくらし支援室、各総合事務所 及び福祉交流プラザ(福祉申請窓口)	51
(2) 地域の相談窓口	51
(3) 市内の相談支援事業所	54
(4) 上越市成年後見制度利用助成事業	56
(5) 家庭児童相談	57
(6) すこやかな子どもの育ち総合相談	57
(7) 上越市障害者虐待対応窓口	57

15 地域生活支援拠点等について

(1) 地域生活支援拠点等の概要	58
(2) 地域生活支援拠点等運営事業者	58

16 就労支援について	
(1) 障がい者就業・生活支援センターさくら	63
(2) 障害のある人のための職業相談	63
17 資金の貸付・助成制度について	
(1) 生活福祉資金の貸付	64
18 税金の免除、軽減について	66
19 その他の福祉制度について	
(1) NHK 放送受信料の減免	69
(2) 駐車禁止除外指定車標章の交付	69
(3) 新潟県おもいやり駐車場制度	70
(4) 福祉バス運行事業	71
(5) 有料道路の通行料金割引	71
(6) 旅客鉄道運賃の割引	72
(7) ハイヤー・タクシーの運賃割引	74
(8) 福祉有償運送	74
(9) バス運賃の割引	75
(10) 航空運賃の割引	76
(11) 旅客船運賃の割引	76
(12) 郵便料金の割引	77
(13) NTT 電話番号案内料金の無料取扱(ふれあい案内)	77
(14) 「NET119」・「FAX119」の登録	77
(15) スマートフォン・携帯電話サービスの割引	77
(16) 施設の使用料等減免取扱い	78
20 障害者差別解消法	79
21 手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	81
22 視覚障害者用CDの貸出し(声の広報)について	83
23 活字による読書が困難な方へ	83
24 救急医療・災害時支援情報キット	83
25 福祉避難所について	84
26 公共施設等の整備について	85
27 地域における防災対策について	85
28 災害発生時に備え、平時からの心構えを!	86
29 上越市障害者資格取得支援補助金	87
30 選挙における投票について	89
31 障害者関係団体一覧	91
32 身体障害者障害程度等級表	93
33 参考資料(所得制限の限度額、難病一覧、障害者マーク)	95

障害者福祉の制度一覧

NO.	障害の種類 等級・程度 ページ			身体障害者手帳											
				視 覚 障 害						聴覚又は平衡機能					
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6				
快適な日常生活をおくるために等	9(1)	補装具の購入・修理費の支給	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	9(2)	日常生活用具の給付	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	9(7)	タクシー等・自動車燃料費の助成	17	●	●	●				●	●				
	9(8)	人工透析患者通院交通費の助成	18												
	9(9)	施設等通所交通費の助成	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	9(12)	自動車運転免許取得費の助成	20							●	●	●			
	9(13)	障害者用自動車改造費の助成	20												
	9(16)	除雪費の助成（障害者世帯）	23	●	●	●	●			●	●	●			
	9(18)	手話通訳者・要約筆記者等の派遣	24							●	●	●	●	●	
	9(19)	軽・中等度難聴者補聴器購入助成	25												
	9(20)	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	26												
	9(21)	障害者向け住宅リフォーム助成事業	27	●	●					●					
	9(22)	住宅改修費の助成	28												
	12	障害福祉サービス等の利用について	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
医 療	10(1)	重度心身障害者医療費助成(県障医療)	29	●	●	●				●	●				
	10(3)	自立支援医療費（更生医療）	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10(5)	自立支援医療費（精神通院医療）	31												
	10(6)	精神障害者入院医療費助成	32												
共 済 ・ 手 当 等	11	心身障害者扶養共済制度	34	●	●	●				●	●				
	11	特別児童扶養手当	35	●	●	●	●			●	●				
	11	特別障害者手当（20歳以上）	35	●	●	●				●	●				
	11	障害児福祉手当（20歳未満）	35	●	●					●					
	11	在宅重度重複障害者介護見舞金	35	●	●					●					
	11	障害者在宅介護（介助）手当	35	●	●					●					
税 金 の 免 除 等	18	所得税控除・市県民税控除	66	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18	個人事業税	66	●	●	●									
	18	贈与税	66	●	●					●					
	18	相続税控除	66	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18	自動車税・軽自動車税	66	●	●	●	●			●	●				
そ の 他 の 福 祉 制 度 等	19(1)	NHK放送受信料の減免	69	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(2)	駐車禁止除外指定車標章の交付	69	●	●	●	●			●	●				
	19(3)	新潟県おもいやり駐車場制度	70	●	●	●	●			●	●	●	●		
	19(5)	有料道路の通行料金割引	71	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(6)	旅客鉄道運賃の割引	72	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(7)	ハイヤー・タクシーの運賃割引	74	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(9)	バス運賃の割引	75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(10)	航空運賃の割引	76	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(11)	旅客船運賃の割引	76	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(13)	NTT 電話番号案内	77	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19(14)	「NET119」・「FAX 119」の登録	77							●	●	●	●	●	
	19(15)	スマートフォン・携帯電話サービスの割引	77	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	22	声の広報	83	●	●	●	●	●	●						
	30	郵便等による不在者投票	89	●											

*課名の記載がない場合の問合せは福祉課へ

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の目的

この法律は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 身体障害者福祉法の目的

この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

3 知的障害者福祉法の目的

この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的

この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

5 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

介護給付（P 37～49）

- ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス）
- ・ 行動援護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 施設入所支援
- ・ 同行援護

訓練等給付（P 37～49）

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 自立訓練
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 自立生活援助

自立支援医療費

- ・ 更生医療（P 30）
- ・ 育成医療（P 29）
- ・ 精神通院医療 ※（P 31）
※実施主体は都道府県等

地域相談支援給付（P 37～49）

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

補 装 具（P 6、14）

上越市地域生活支援事業

- 相談支援事業
 - ・ 地域の相談窓口（P 51）
- コミュニケーション支援事業
 - ・ 手話通訳者・要約筆記者等の派遣（P 24）
- 日常生活用具の給付（P 7～14）
- 移動支援事業
 - ・ 移動支援事業（P 39）
 - ・ 福祉バス運行事業（P 71）
- 地域活動支援センター（P 46）
- その他の事業
 - ・ 日中一時支援事業（P 39）
 - ・ 訪問入浴サービス事業（P 39）

6 身体障害者手帳



ホームページはこちら

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のある人に対して、身体障害者福祉法に基づき、その自立を援護するために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種の福祉サービスを受けることができるようになります。

交付の対象となる障害は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能があり、その障害の程度により1級から7級まであります（7級は手帳交付されません）。
※再認定が必要な場合があります。

（P93・94 身体障害者障害程度等級表参照）

<手続き>

申請書に県の指定医師による診断書及び写真（縦4cm×横3cm）を添えて申請してください。

県の指定医師については、福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）へお問合せください。

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	障害の程度変更、障害追加のとき	住所・氏名変更、本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none"> 申請書 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 手帳 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書 手帳 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（死亡の場合は届書） 手帳 マイナンバー（個人番号）がわかるもの ※市外への転出は転出先で手続き

申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。

※南・北出張所では手続きできません。

7 療育手帳



ホームページはこちら

療育手帳は、知的に障害のある人・児童に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために交付される手帳です。

障害の程度は、「A」又は「B」で記載されます。

「A」は重度、「B」は中・軽度の障害に該当します。

※再判定が必要な場合があります。

<手続き>

申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm）を福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に提出し、別に指定する日に児童相談所又は知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	住所・氏名・保護者変更のとき	本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none">申請書写真	<ul style="list-style-type: none">申請書手帳写真	<ul style="list-style-type: none">申請書手帳 <p>※市外への転出は転出先で手続き</p>	<ul style="list-style-type: none">手帳

申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。

※南・北出張所では手続きできません。

8 精神障害者保健福祉手帳



ホームページはこちら

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、その自立と社会参加の促進を図るために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種支援制度を受けることができます。

障害の等級は、1級から3級までです。

※ 2年ごとに更新の手続きが必要です。

<手続き>

次の区分ごとに、それぞれ掲げられた書類を、福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に提出してください。

① 障害年金（精神障害によるもの）又は特別障害給付金を受給している場合

申請書、年金証書等の写し、同意書、
写真（縦4cm×横3cm）

② 障害年金（精神障害によるもの）を受給していない場合

申請書、医師の診断書、写真（縦4cm×横3cm）

※診断書による申請は、精神障害に係る初診日から6か月以上経過している必要があります。

※写真の添付がなくても交付できますが、バス運賃の割引などが受けられなくなります。

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	障害の程度変更のとき	住所・氏名変更、本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none"> 申請書 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 手帳 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 手帳 診断書 ※年金証書の写しで足りる場合があります 写真 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（届書） 手帳 マイナンバー（個人番号）がわかるもの ※市外への転出は転出先で手続き

申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。

※南・北出張所では手続きできません。

9 快適な日常生活をおくるために

(1) 補装具の購入・修理費の支給



ホームページはこちら

補装具とは、身体に障害のある人の失われた部位や必要な身体機能を補うために用いられる用具のことをいいます。

*申請に必要なもの

- ・申請書
- ・指定医師の意見書（指定の用紙があります）
- ・見積書
- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・その他（調査書等が必要な場合があります）



*利用者負担額は、見積額と基準額のどちらか低い方の1割です。基準額を超えた部分は自己負担となります。用具ごとに、耐用年数と基準額があります。

*世帯の所得に応じて負担上限額があります。高額所得の人は支給対象外となります（※詳しくは14ページをご覧ください）。

*購入前に申請が必要です。

*介護認定を受けている人で、介護保険サービスにおいてレンタルされているもの（車椅子・歩行器・歩行補助つえ）については、原則として介護保険サービスのレンタルが優先となりますので、手帳を持っている人でも購入申請はできません。

*支給対象となる補装具は、原則として1種目につき1個です。

*購入・修理の対象となる主なもの

(R6.4 現在)

障 害 名	主 な 補 装 具
視 覚 障 害	・視覚障害者安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴 覚 障 害	・補聴器 ・人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)
肢 体 不 自 由 (障害部位により異なります)	・義肢 ・装具 ・車椅子 ・歩行器 ・座位保持装置 ・歩行補助つえ (T字つえは除く) ・重度障害者用意思伝達装置

*用具ごとに給付要件があります。

*身体状況により、難病等の人でも対象となる場合があります。

*労災の場合は、労働基準監督署で交付します。

(2) 日常生活用具の給付



ホームページはこちら

日常生活用具とは、在宅の重度の身体・知的・精神に障害のある人や難病等の人が、日常生活を快適に過ごすための用具のことをいいます。

*申請に必要なもの

- ・申請書
- ・見積書
- ・障害者手帳
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・その他（診断書等が必要な場合があります）

*利用者負担額は、見積額と基準額のどちらか低い方の1割です。基準額を超えた部分は自己負担となります。用具ごとに、耐用年数と基準額があります。

*世帯の所得に応じて負担上限額があります。高額所得の人は支給対象外となります（※詳しくは14ページをご覧ください）。

*購入前に申請が必要です。

*介護認定を受けられている人で、介護保険サービスにおいてレンタルされている用具については、原則として介護保険サービスが優先となりますので、手帳を所持していても購入申請はできません。

*脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能に準じ取り扱うものとしています。

*障害等級は、手帳の総合等級で確認する用具、個別等級で確認する用具がありますので、重複障害者の人はご注意ください。

＊日常生活用具一覧 (R6.4 現在)

【介護・訓練支援用具】 ◎：介護サービス優先の用具

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件			
◎ 特殊寝台 (対象：18 歳以上)	下肢 体幹	1・2 級	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	難病	下肢又は体幹機能障害 1・2 級と同程度の状態の人			
訓練ベッド (対象：18 歳未満)	下肢 体幹	1・2 級	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	159,200
	難病	下肢又は体幹機能障害 1・2 級と同程度の状態の人			
◎ 特殊マット	下肢 体幹	1 級 (児は 2 級以上)	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの (常時介護を有する人)	5	19,600
	知的	A 判定			
	難病	下肢又は体幹機能障害 1 級と同程度の状態の人			
◎ 特殊尿器	下肢 体幹	1 級	尿が自動的に吸引されるもので、障害者 (児) 又は介護者が容易に使用できるもの (常時介護を有する人)	5	67,000
	難病	下肢又は体幹機能障害 1 級と同程度の状態の人			
入浴担架	下肢 体幹	1・2 級で入浴にあたって家族等の介助を要する人	障害者 (児) を担架に載せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400
◎ 体位変換器	下肢 体幹	1・2 級	介助者が障害者 (児) の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5	15,000
	難病	下肢又は体幹機能障害 1・2 級と同程度の状態の人			
◎ 移動用リフト	下肢 体幹	1・2 級	介護者が障害者 (児) を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4	159,000
	難病	下肢又は体幹機能障害 1・2 級と同程度の状態の人			
訓練椅子 (対象：18 歳未満)	下肢 体幹	1・2 級	テーブルが付属しているもの	5	33,100

【自立生活支援用具】 ◎：介護サービス優先の用具

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件			
◎入浴補助用具	下肢 体幹 難病	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用できるもの。ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	8	90,000
◎便器	下肢 体幹 難病	1・2級 下肢又は体幹機能障害1・2級と同程度の状態の人	障害者(児)が容易に使用できるもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く 障害児は手すり付きに限る	8	便器 4,450 手すり 5,400
T字状又は棒状のつえ	肢体	比較的軽度な程度の障害を有し、用具の使用により歩行機能が補完される人 ※入院・入所者も可	木材製 ※夜光材等使用の場合加算あり 軽金属製 ※夜光材等使用の場合加算あり	3	2,310 3,150
◎移動・移乗支援用具	平衡 下肢 体幹 難病	家庭内の移動等において介助を必要とする人	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8	60,000
頭部保護帽	肢体 知的 A判定 精神	頻繁に転倒する人 てんかん等の発作により頻繁に転倒する人 ※入院・入所者も可	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 ※ヘルメットで製作する場合、医師の診断書が必要です。	3	オーダーメイド A 15,660 B 37,860 既製品 A 12,528 B 30,288
特殊便器	上肢 知的 難病	1・2級 A判定 上肢1・2級と同程度の状態である人	足踏みペダルにて温水温風が出るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8	151,200
火災警報器	身体 知的	1・2級 A判定	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外に知らせることができるもの	8	15,500
自動消火器	身体 知的 難病	1・2級 A判定 -	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8	28,700
電磁調理器(対象：18歳以上)	視覚 知的	1・2級 A判定	障害者が容易に使用できるもの	6	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信器	視覚	1・2級	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	10	7,000
聴覚障害者屋内信号装置	聴覚	2級 (聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400

【在宅療養等支援用具】

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件			
透析液加温器	腎臓	1・3級で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500
ネブライザー	呼吸器	3級以上であって、使用が必要と認められる人	障害者(児)が容易に使用できるもの ※呼吸器機能障害以外の障害者(児)は医師の診断書が必要です	5	36,000
	身体	呼吸器機能障害3級以上と同程度の状態であって、使用が必要と認められる人			
	難病				
電気式たん吸引器	呼吸器	3級以上であって、使用が必要と認められる人	障害者(児)が容易に使用できるもの ※呼吸器機能障害以外の障害者(児)は医師の診断書が必要です	5	56,400
	身体	呼吸器機能障害3級以上と同程度の状態であって、使用が必要と認められる人			
	難病				
ネブライザー及び電気式たん吸引器の両用器	呼吸器	3級以上であって、使用が必要と認められる人	障害者(児)が容易に使用できるもの ※呼吸器機能障害以外の障害者(児)は医師の診断書が必要です	5	72,450
	身体	呼吸器機能障害3級以上と同程度の状態であって、使用が必要と認められる人			
酸素ボンベ運搬車	身体	医療保険における在宅酸素療法を行う人	障害者(児)が容易に使用できるもの	10	17,000
パルスオキシメーター	呼吸器	3級以上であって、在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの ※医師の診断書が必要です	5	157,500
	身体	呼吸器機能障害3級以上と同程度の状態であって、在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な人			
	難病	人工呼吸器の装着が必要な人			
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	1・2級(視覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	5	9,000
視覚障害者用体重計	視覚	1・2級(視覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	5	18,000
視覚障害者用血圧計	視覚	1・2級(視覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	5	9,500

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額 (円)
	障害等	給付条件			
正弦波インバーター発電機	身体 難病	人工呼吸器の装着が必要な人 ※ポータブル電源及びDC/ACインバーターの給付を受けていない人に限る	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	5	100,000
ポータブル電源 (蓄電池)	身体 難病	人工呼吸器の装着が必要な人 ※正弦波インバーター発電機及びDC/ACインバーターの給付を受けていない人に限る	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300W以上のもの又は保有する人工呼吸器専用の予備バッテリー	5	100,000
DC/AC インバーター (カーインバーター)	身体 難病	人工呼吸器の装着が必要な人 ※正弦波インバーター発電機及びポータブル電源の給付を受けていない人に限る	自動車等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で定格出力が300W以上のもの	5	100,000

【情報・意思疎通支援用具】

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額 (円)	
	障害等	給付条件				
携帯用会話補助装置	音声言語 肢体	発声発語に著しい障害を有する人	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	5	98,800	
情報・通信 支援用具	上肢 視覚	1・2級 パソコン、タブレット及びスマートフォンの使用により社会参加が見込まれ、支援用具等を使用しなければパソコン等の利用が困難な人 ※入院・入所者も可	パソコン等を操作する際に、その障害があるために必要となる支援用具	6	100,000	
点字ディスプレイ	視覚	1・2級	文字等のパソコンの画面情報を点字により示すことのできるもの	6	383,500	
点字器	視覚	※入院・入所者も可	標準型	A 真鍮板製	7	A10,720
				B プラスチック製		B 6,800
			携帯型	A アルミニウム製	5	A 7,420
				B プラスチック製		B 1,700
点字タイプライター	視覚	1・2級であって、本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる人に限る	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	5	63,100	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2級	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は記録された図書の再生が可能なもの	6	録音再生 85,000 再生専用 35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	1・2級	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換する機能を有するもの	6	99,800	

種類	対象者		性能等	耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件			
視覚障害者用拡大読書器	視覚	本装置により文字等を読むことが可能になる人	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8	198,000
視覚障害者用時計	視覚	1・2級	触読式	10	10,300
			音声時計 (手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人)		13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声言語	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信することができるもの	5	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	本装置によりテレビの視聴が可能になる人	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の障害者向け緊急信号を受信することができるもの	6	88,900
点字図書	視覚	情報の入手を主に点字図書によっている人	点字図書給付対象出版施設から購入するもの	-	-
人工喉頭	音声言語	喉頭摘出者(児) ※電動式は職業上または学校教育上必要な人に限る。 ※入院・施設入所者も可。	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピエゾ等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4	5,150 気管チューブ付8,350
			電動式 顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの ※医師の診断書が必要です。	5	72,210 電池又は充電器を含む
			埋込型人工鼻 気管食道シャント発声法による発声のために、首に開けた気管孔に装着するもの ※初回申請は、医師の診断書が必要です。	-	月額 35,640
人工内耳用電池	聴覚	人工内耳装用者 ※人工内耳用充電池及び人工内耳用充電器の給付を受けていない人に限る	障害者(児)が容易に使用できるもの ※初回申請のみ「人工内耳装用者カード」の写しが必要です。	-	片耳 月額 2,500
人工内耳用電池	聴覚	人工内耳装用者 ※人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る	障害者(児)が容易に使用できるもの ※初回申請のみ「人工内耳装用者カード」の写しが必要です。	1	片耳 17,600
人工内耳用充電器	聴覚	人工内耳装用者 ※人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る	障害者(児)が容易に使用できるもの ※初回申請のみ「人工内耳装用者カード」の写しが必要です。	5	16,500

【排泄管理支援用具】 ※入院・施設入所者も可。

種類	対象者		性能等		耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件				
ストマ用装具	膀胱直腸	ストマ造設者	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	-	月額 8,860
			蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの		月額 11,640
紙おむつ等	膀胱直腸	治療によってストマ周辺に軽快する見込みのない著しい皮膚のただれが見られる人、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない人	ストマ用装具に代えて給付するもので、紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿及び洗腸装具 ※初回申請は、医師の診断書が必要です。	-	月額 12,000	
	身体	次のいずれかに該当する人 ①先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害により高度の排尿機能若しくは排便機能障害のある人 ②先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があり用具を必要とする人 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な人 ④脊髄損傷または脊髄損傷と同程度の状態であり排尿又は排便を自ら認識することが困難な人				
収尿器	身体	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、用具が必要な人	男子用	普通型	1	7,940
				簡易型		5,880
			女子用	普通型		8,760
				簡易型		6,080

【居宅生活補助用具】 ◎：介護サービス優先の用具

種類	対象者		性能等		耐用年数	基準額(円)
	障害等	給付条件				
◎ 居宅生活動作補助用具	下肢体幹	1・2・3級	小規模な住宅改修 ※詳しくは28ページをご覧ください。	1回のみ	200,000	
	難病	下肢又は体幹機能障害 1・2・3級と同程度の状態の人				

(3) 補装具・日常生活用具の利用者負担軽減

原則として利用者負担額は基準額の1割ですが、負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額を設定しています。日常生活用具の利用者負担額は、上越市独自の設定として、補装具費の上限額(37,200円)の1/2となっています。また、日々の生活に欠かせないストマ用装具や紙おむつ等については、さらに低い上限額(1,100円/月)を設定しています。

<補装具>

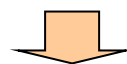
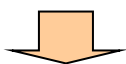
月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得	0円
一般	37,200円
高額所得	支給対象外

<日常生活用具>

月額負担上限額(上越市独自設定)		
区分	ストマ用装具 紙おむつ等	その他の用具
生活保護	0円	0円
低所得	0円	0円
一般	1,100円	18,600円
高額所得	給付対象外	給付対象外 (ただし、点字 図書は除く)

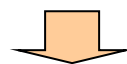
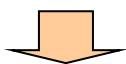
- 生活保護：生活保護世帯に属する人。
- 低所得：障害者においては、本人及び配偶者の市民税が非課税の人。障害児においては、市民税非課税世帯の人。
- 一般：障害者においては、本人又は配偶者の市民税が課税されている人。障害児においては市民税課税世帯の人。
- 高額所得：障害者においては、本人又は配偶者の市民税所得割の納税額が46万円以上の人。障害児においては同一世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の人。

※申請日の年度(4月から6月までの場合は前年度)の市民税により判定します。



<生活保護移行防止のための軽減措置>

利用者負担額を支払うことにより生活保護世帯に該当する場合には、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。



(上越市独自減免) 補装具及び日常生活用具を両方利用している人については、ひと月の合算額の上限額を設定します。	月額負担上限額	
	生活保護	0円
	低所得	0円
	一般	37,200円



ホームページはこちら

(4) 指定ごみ袋引換券の交付 (問合せ：生活環境課)

身体に障害のある人や知的に障害のある人で紙おむつを使用している人、在宅で腹膜透析治療を受けている人に対して指定ごみ袋の引換券を交付します。

*対象者

- ①障害者日常生活用具給付事業により紙おむつの給付を受けている人
- ②身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人で、紙おむつを使用している人
- ③在宅で腹膜透析治療を受けている人

*引換券の交付枚数：月 1 枚 (1 枚の引換券で燃やせるごみ指定袋 20ℓ 10 枚または 10ℓ 20 枚と交換できます。)

*申請方法：生活環境課又は福祉課 (窓口) に次の書類等を持参し申請してください。

*申請に必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・紙おむつの使用が確認できる書類 (レシート等の写し)
- ・在宅で腹膜透析治療を受けていることがわかる書類 (診療明細書等)

※申請月から交付になります。②③に該当する人は、毎年度申請が必要です。

※既に障害者日常生活用具給付事業により交付を受けている人は、手続きの必要はありません。



ホームページはこちら

(5) ごみヘルパー制度 (ごみ分別及び搬出支援事業)

(問合せ：生活環境課)

ごみの分別や搬出の困難な世帯に対し、「ごみヘルパー」が分別および搬出を支援することで、負担を軽減し、適正な排出を促進します。

*対象者

- ①高齢者のみの世帯で、寝たきりや虚弱でごみ出し・分別が困難な世帯 (65 歳以上の人で、要介護及び要支援認定者)
- ②身体障害、病弱などでごみ出し・分別が困難な世帯
 - ・肢体不自由 (肢体不自由または体幹不自由で 3 級以上)
 - ・視覚障害 (2 級以上)

- ・内部障害（1級以上）
- ・「病弱」・・・「病気がちで入退院を繰り返している」などの具体的な理由がある場合に限定します。

※判定基準を満たさない人で特に支援が必要と思われる人については、必要に応じて個別訪問等を行って支援の可否を判定します。

※同一町内に世話すべき親族等がいる場合は、支援対象となりません。

※申請後に「ごみヘルパー」の推薦を町内会長に依頼するため、支援の可否の決定まで時間を要する場合があります。

***申請方法**

支援を希望される人は、生活環境課までご相談ください（ケアマネジャーや民生委員からの事前相談も可能です）。

*費用は無料です。ごみヘルパーには市の規定による謝金をお支払いします。



ホームページはこちら

(6) 車椅子・車椅子用スロープの短期貸与

旅行、通院、散歩など、短期間車椅子が必要な場合に、車椅子や段差解消のための車椅子用スロープを貸与します。

*貸与期間：10日以内

*貸与するもの：①車椅子（普通型/自操タイプ）

②折りたたみ式携帯用スロープ（三つ折り）

幅 84 cm、重さ 6kg、最大荷重 300kg、段差目安 22 cm

*申請方法：貸与を希望される人は、福祉課又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）の窓口へお申出ください。

*貸出場所：福祉課、各総合事務所、南北出張所、福祉交流プラザ
南北出張所、福祉交流プラザをご希望の場合は、貸出希望日の2営業日前までに福祉課(025-520-5695)へご連絡ください。

*費用は無料です。

(注)貸し出し状況によりご希望に沿えない場合があります。





ホームページはこちら

(7) タクシー等の利用助成・自動車燃料費の助成

(タクシー利用券・タクシー利用券とバス利用券のセット・自動車燃料購入券・自動車燃料費助成のいずれかを選択/事前申請)

障害のある人の社会参加の促進と、経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用券等の交付または自動車燃料費を助成します。

*対象者：身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級
または療育手帳A所持者のいずれかに該当する人

※毎年申請が必要です (受付開始のお知らせを広報上越(3月号)に掲載します)

※所得制限があります (P95参照)

*助成内容：次のいずれか1種類

種 類	助 成 額
タクシー利用券	年間 24,000 円 (500 円券×48 枚)
タクシー利用券とバス利用券セット	年間 24,000 円 タクシー:12,000 円(500 円券×24 枚) バス :12,000 円(80 円券×150 枚)
自動車燃料購入券	年間 19,000 円 (500 円券×38 枚)
自動車燃料費助成	年額 19,000 円

*申請に必要なもの

- 【共通】** ・申請書 ・手帳 (交付を受ける手帳)
・マイナンバー (個人番号) がわかるもの

(注) ・申請の際、免許証など本人確認できるものを持参してください。

・手帳所持者以外の方が手続きする場合は、手帳所持者本人の印鑑が必要です。

- 【燃料券・燃料費助成】** ・運転免許証 (運転する人のもの)
・車検証 (写しでも可。所有者又は使用者が本人、同一生計の人、常時介護する人のいずれかのもの)

*その他

[燃料購入券] 上越市内の新潟県石油協同組合上越支部加盟店で利用することができます。

[燃料費助成] ・請求時に、申請者名義の金融機関の通帳および領収書 (申請者名あり) が必要です。領収書は、**申請日以降の領収書のみ有効**です。
・ガソリンスタンドの指定はありません。

[バス利用券] 市内を運行する路線バスに利用できます。

(8) 人工透析患者通院交通費の助成



ホームページはこちら

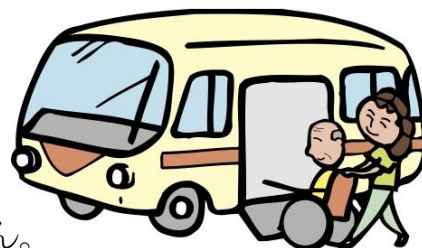
障害のある人の経済的負担の軽減を図るため、じん臓機能に障害のある人が人工透析療法（血液透析療法）を受けるための通院に要する交通費の一部を助成します。

*対象者

人工透析療法（血液透析療法）を受けるために週2回以上通院する必要があり、そのために公共交通機関や自家用車（介護者が運転する場合を含む）、タクシー等を使用する人。

※市内の施設入所者も対象となります。

※所得制限があります（P95 参照）。



ただし、下記の人には助成の対象となりません。

- ① 病院の無料送迎バスにより通院している人
- ② 生活保護受給者で通院移送費の助成を受けている人

*助成額

- ・ 自宅又は入所施設から医療機関までの通院距離（最短距離）により金額が異なります。
- ・ 週2回以上の通院を行った週を単位として、その回数に助成単価を乗じた金額を助成します。

通院距離（片道）	助成単価	助成限度額（年額）（※）
10 km未満	600 円	31,200 円
10 km以上 20 km未満	750 円	39,000 円
20 km以上	900 円	46,800 円

※1年間の通院の場合、助成単価×52週分（1年間の週の数）

*申請に必要なもの

- ・ 申請書 ・ 印鑑（ただし、相続人等に支払う場合のみ）
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・ 通院証明書（ただし、下記の病院に通院されている人は不要）
〔 上越総合病院、新潟県立中央病院、新潟労災病院
 渡辺内科医院、けいなん総合病院 〕



ホームページはこちら

(9) 施設等通所交通費の助成

市外の施設等へ定期的に通院・通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所交通費の一部を助成します。

- *対象施設：はまぐみ小児療育センター、その他医療機関等
- *対象者：対象施設へ定期的（年1回以上）に通所（入所・入院中の外泊も含む）している18歳以下の人
- *助成額：普通車の高速道路料金（有料道路割引対象者は割引後の金額）の1/2を助成
- *申請に必要なもの：申請書、施設が発行した通所証明書や医療機関等の受診日がわかる領収書など、施設等への通所を証する書類（高速道路の領収書は不可）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- *有効期間：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- *その他：
 - ・入所している人で交通機関の運賃割引証を利用した場合はお申し出ください。
 - ・翌月の15日までに申請してください。



ホームページはこちら

(10) 特別支援学校等の児童生徒に対する通学支援

新潟県立特別支援学校等に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用する際に支払う料金の一部を助成します。

- *対象者：新潟県立特別支援学校等への通学に「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用している児童生徒の保護者
- *助成額：1か月の利用料金の2分の1相当額及び残りの2分の1相当額のうち3,500円を超過した額 ※令和6年度から自己負担上限額を設定
- *申請時に必要なもの
 - ・申請書
- *請求時に必要なもの
 - ・実績報告書と福祉有償運送に係る領収書の写し又はファミリーサポートセンター事業に係る援助活動報告書の写し



ホームページはこちら

(11) ヘルプカード

障害等により配慮を必要とする人が災害時や不慮の事故、体調不良等により、周囲の手助けを必要とする際に助けを求めるためのツールとして、緊急連絡先等の必要な情報を記入できるヘルプカードを作成し、配布します。

- *対象者：障害のある人で希望する人、その他必要とする人
- *ヘルプマークについては、「参考資料3 身近で見かける障害者マーク（P99）」をご参照ください。





ホームページはこちら

(12) 自動車運転免許取得費の助成

身体に障害のある人が、自動車運転免許証の取得をする場合、費用の一部を助成し、就労等社会参加を促進します。

- * 対象者：身体障害者手帳が1～4級で、免許取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果が認められる人
- * 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度）
- * 申請に必要なもの
 - ・申請書
 - ・自動車学校発行の見積書
 - ・身体障害者手帳
- * **自動車学校入校前に申請が必要です（入校後の申請はできません）。**
- * **申請後、交付決定前に入校された場合は助成対象外となります。**



ホームページはこちら

(13) 障害者用自動車改造費の助成

就労等に伴い、運転操作上必要な改造をする場合、その費用の一部を助成し、社会参加を促進します。

- * 対象者：身体障害者手帳を所持し、下記のいずれかに該当する人
 - ① 上肢、下肢又は体幹機能障害（個別等級）の1、2級
 - ② 運転免許証の条件欄に改造の要件が記載されている人
- * 助成条件：次の要件のすべてに該当すること
 - ① 市内に住所を有していること
 - ② 運転免許を取得又は取得しようとしていること
 - ③ 就労等のために、自ら所有し、運転する自動車の改造を行うこと
 - ④ 過去5年間にこの助成金の交付を受けていないこと
- * **※所得制限があります（P95参照）。**
- * 助成額：改造費用（10万円限度）
- * 申請に必要なものについては、福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）にお問合せください。
- * **助成対象は「改造費用」のみとなります。その他車両購入費用は対象となりません。**
- * **改造前に申請が必要です（注文・契約後の申請はできません）。**
- * **申請後、交付決定前に注文・契約された場合は助成対象外となります。**

(14) 介護者用自動車改造費の助成



ホームページはこちら

介護者が改造自動車を購入又は自動車を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成し、障害のある人の外出を容易にし、社会参加を促進します。

- *対象者：車椅子、ストレッチャー等を利用しなければ移動困難な状態が継続すると認められる障害のある人**と同居**し、次の要件のすべてに該当する人
- ① 市内に住所を有し、身体障害者手帳の1、2級（個別等級）を所持する障害のある人**と同居**し、**継続的かつ日常的に介護している人**
 - ② 障害のある人のために自動車の改造又は改造自動車の購入を行う必要がある人
 - ③ 介護者が自動車運転免許を取得していること
 - ④ 過去5年間にこの助成金の交付を受けていないこと
- ※所得制限があります**（P95 参照）。

*助成額：改造費用（60万円を超える場合は60万円）に下記区分による割合を乗じて得た額（千円未満切捨て）

- ① 生活保護世帯 10/10
- ② 所得税非課税世帯 2/3
- ③ その他の世帯 1/2

*申請に必要なものについては、福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）にお問合せください。

*助成対象は「改造費用」のみとなります。その他車両購入費用は対象となりません。

*改造又は改造自動車の購入前に申請が必要です（注文・契約後の申請はできません）。

*申請後、交付決定前に注文・契約された場合は助成対象外となります。

(15) 医療型短期入所事業

医療行為を必要とする重症心身障害児・者等を対象に、病院の病床を利用して短期入所の受入れを行います。

*受入れ先：さいがた医療センター、上越地域医療センター病院

*対象者：次のいずれかに該当する人

	さいがた医療センター	上越地域医療センター病院
共通の 受入基準	① 重症心身障害児・者（身体障害者手帳 1、2 級かつ療育手帳 Aの交付を受けている人） ② 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分 6 に該当する人	
独自の 受入基準	③ 療育手帳の交付を受けている人で、「大島の分類（※1）」の 5、6、10、11 に該当する人	③ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人で、運動機能が座位までであり、かつ判定スコア（※2）が 10 点以上の人
留意事項	最終的な受入の可否については、上記受入基準を基本としながら、本人の状況や受入機関における他者への影響、個室利用の可否等を総合的に勘案して、受入機関が判断します。そのため、上記受入基準を満たしていても、受入ができない場合があります。	

※ 1 元東京都立府中療育センターの院長であった大島一良氏により考案された分類

※ 2 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 14 「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の「2. 判定スコア」を指し、受入機関で判定を行います。

*上記医療機関においては、介護者が急病等の場合に「短期入所」として受入を行うものであり、「治療」を目的とした入院とは異なります。したがって、本人の具合が悪いと受入機関が判断した場合には、受入はできません。その場合はかかりつけの病院（専門病院）に連絡してください。

受入ができない場合（例）

- 微熱（おおむね 37 度 5 分以上）がある場合
- てんかんの発作がおさまらない場合 など

*利用に当たっては、事前に施設見学及び医師の診断を受ける必要があります。

*問合せ先：

さいがた医療センター 療育指導室 (TEL 025-534-3131)
 上越地域医療センター病院 患者支援センター (TEL 025-523-2131)



ホームページはこちら

(16) 除雪費の助成 (問合せ：生活援護課又は各総合事務所)

高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等の生活の本拠とする建物の屋根、玄関前及び日常生活上欠くことのできない場所の除雪に要する費用の一部を助成することにより、雪害事故を防止し、冬期間の安全確保を図ります。

* 対象者

高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の人のみの世帯 ・ 60 歳以上の人のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯 ・ 65 歳以上の人と児童のみの世帯 ・ 60 歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯
ひとり暮らし 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のひとり暮らしの世帯 ・ 60 歳以上の寝たきりの人で、ひとり暮らしの世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のいない女性（男性）と児童のみの世帯
準母子・準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のいない女性（男性）、児童及び 65 歳以上の人のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの人と 60 歳以上の人のみの世帯 ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの人と児童のみの世帯 ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの人のみの世帯
その他世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童とは 18 歳に達する誕生日以後の最初の 3 月 31 日までの人をいいます。

* 対象とならない世帯

- ・ 自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・ 生活保護を受給している世帯
- ・ 市民税の所得割が課税されている世帯
- ・ 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯
- ・ 冬期間に自宅が不在となり、雪の影響が無くなる時期に再び住家に戻って生活する予定がない世帯
- ・ 同一家屋内(敷地内含む)で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯

* 助成額：72,100 円（一冬期間の上限）

* 申請は、民生委員・児童委員を經由してください。





ホームページはこちら

(17) 理・美容師の派遣 (問合せ：高齢者支援課)

理髪店又は美容院へ行くことが困難な高齢者、障害者に対し、訪問による理容又は美容のサービスの出張費を助成し、快適な生活を営めるよう支援します。

- *対象者：要介護認定1以上の人や障害がある人で、理髪店又は美容院へ行くことが困難な人
(特定の施設入所や入院中の人は除く)
- *助成額：1,500円(出張費)
理・美容料金は利用者負担となります。
- *利用回数：おおむね2か月に1回(年6回まで)
- *申込み：高齢者支援課又は各総合事務所



ホームページはこちら

(18) 手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚に障害のある人、音声・言語機能に障害のある人及び福祉関係団体に手話通訳者・要約筆記者等を派遣することにより、聴覚に障害のある人等が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう援助し、その生活の安定と福祉の増進を図ります。

- *対象用務
 - ①公的機関へ出かける場合(市役所・警察署等)
 - ②病院、保健所等へ出かける場合
 - ③学校、保育所等へ出かける場合
 - ④市又は福祉関係団体が実施する事業で市長が適当と認める場合
 - ⑤その他市長が特に必要と認める場合
- *費用：無料
- *申込み：事前に申請書を福祉課へ提出してください(FAX可)。
- ※できるだけ1週間前までに申込みをしてください。それ以降のご依頼は、通訳者の調整が困難な場合があります、派遣できないことがあります。

FAX 025-525-5157

- ※各総合事務所と木田庁舎をテレビ会議システムでつなぎ、木田庁舎にいる手話通訳者と手話で話ができます。申請等の手続きにお使いいただけます。



(19) 軽・中等度難聴者補聴器購入費の助成



ホームページはこちら

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上、日常生活に支障を抱える軽・中等度難聴者の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に係る経費の一部を助成します。

*申請に必要なもの

- ・申請書
- ・指定医師の意見書（指定の用紙があります）
- ・見積書
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

*購入前に申請が必要です。

*耐用年数と基準額があります。基準額を超えた部分は自己負担となります。

対象者	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力レベルが30デシベル以上である人	52,900円 ※イヤモールドを必要としない場合は基準価格から9,000円を引いた額 ※基準額を超えた場合の差額は自己負担となります。	1 補聴器本体 ※電池も含む 2 イヤモールド（オーダーメイドの耳せん）	原則として5年

*世帯の所得に応じて助成率が異なります。

*世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外となります。

世帯区分	年齢区分	助成率
生活保護世帯	18歳未満	10分の10
	18歳以上	
市民税非課税世帯	18歳未満	
	18歳以上	
市民税課税世帯	18歳未満	10分の9
	18歳以上	10分の5

(20) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっており、日常生活を営むのに支障のある児童に対し、日常生活用具の給付を行っています。

*対象者 次のすべての要件に該当する方が対象です。

- ・ 上越市にお住いの方
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・ 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象者とならない方
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策（P7 日常生活用具の給付）の対象とならない方
- ・ 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具（下記）の給付を必要とする方

*申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 見積書
- ・ 診断書
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

*自己負担

給付限度額を超えた分と扶養義務者の収入の状況に応じて、階層区分に規定する自己負担額が自己負担となります。

*給付対象種目（用具ごとに給付条件があります）

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストマ用装具、人工鼻

*購入前に申請が必要です。

(21) 障害者向け住宅リフォーム助成事業



ホームページはこちら

障害のある人の身体状況に適した住宅にリフォームする際の経費を補助します。

*対象者：身体障害者手帳の個別等級1、2級又は療育手帳Aの所持者

※おおむね65歳以上の要介護認定又は要支援認定を受けている人は、高齢者支援課の「高齢者向け安心住まいの整備補助事業」をご利用いただけます。

*申請に当たっての条件

- ・申請者は、対象者又は対象者と同一世帯の親族であること
- ・世帯全員の収入の合計額が600万円未満であること
- ・対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する既存の住宅であること

***着工前に申請が必要です。**※補助金の交付は1世帯当たり**原則1回**です。

***3月末までに工事の完了届が提出できるものに限り**ます。

*対象となる改造等（手帳上の障害状況に適した改造）

- (1) 居室又は廊下等の改造
- (2) トイレの改造
- (3) 浴室の改造
- (4) 玄関の改造
- (5) 段差解消機又は階段昇降機の設置
- (6) ホームエレベーターの設置

*基準額：上限50万円

※身体障害者手帳の個別等級1、2級又は療育手帳Aが認定されている人で、かつ下肢、体幹又は脳原性運動機能障害の個別等級3級以上が認定されている人は、基準額が30万円となります。残りの20万円については、日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具〈＝住宅改修費（P28）〉」を利用していただけます。

*補助金額：基準額に下記区分による割合を乗じて得た額
(千円未満切捨て)

- | | |
|-----------|-------|
| ①生活保護世帯 | 10/10 |
| ②所得税非課税世帯 | 3/4 |
| ③その他世帯 | 1/2 |

*申請に必要なもの：①障害者手帳の写し

- ②補助金交付申請書
- ③所得等調査承諾書
- ④工事図面及び見積書

- ⑤着工前の写真（日付入りのもの）
- ⑥年金額が分かるもの（障害・遺族年金等非課税年金を受給している人）
- ⑦マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ⑧固定資産（土地・家屋）課税明細書の写し等

* 身体障害者手帳又は療育手帳を新規取得手続き中の人の申請も受け付けます。ただし、補助金の交付確定時に所持する身体障害者手帳の個別等級が1、2級又は療育手帳がAに該当しない場合は、交付対象となりませんので予めご了承ください。

* 申請後、交付決定前に着工した場合は補助対象外となります。



ホームページはこちら

（22）住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）

《居宅生活動作補助用具》

段差解消や手すりの設置など、比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、その経費の一部を助成します。

* 対象者：下肢、体幹又は脳原性運動機能障害（移動）の個別等級3級以上、又は、難病により下肢、体幹又は脳原性運動機能障害（移動）の個別等級3級以上と同程度の人（ただし、特殊便器を設置する場合は上肢障害2級以上）

* 申請に必要なもの：申請書、見積書、身体障害者手帳、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

* 対象経費：下記の用具購入費及び工事費

- ①手すりの取付け
- ②床段差の解消や床材の張り替え
- ③扉や洋式便器等の取替え



* 基準額：上限20万円

* 助成金額：基準額に9/10を乗じて得た額（1/10は自己負担となります）

* 自己負担額は基準額の1割ですが、世帯の所得に応じて利用者負担の上限額を設定しています。なお、一定以上の所得のある人は助成対象外となります（※詳しくは14ページをご覧ください）。

* **着工前に申請が必要です。** ※助成金の交付は1世帯当たり原則1回です。

* 要介護認定を受けた人は申請できません。高齢者支援課の住宅改修費助成サービスをご利用ください。

* 障害者向け住宅リフォーム助成事業（P27）とあわせてこの住宅改修費の助成を受けようとする人については、身体障害者手帳の新規取得手続き中の人も申請することができます。ただし、手帳が交付された結果、対象の障害に該当しなかった場合には、助成対象外となりますので予めご了承ください。

10 医療について

(1) 重度心身障害者医療費助成（県障医療）



ホームページはこちら

重度の身体又は知的に障害のある人の医療費の一部を助成し、保健の向上と負担の軽減を図ります。

*対象者：次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の所持者
- ② 療育手帳 A の所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者



※所得制限があります（P95 参照）。

*自己負担額（医療機関ごとに精算）

- ・医療費 外来 1 回 530 円（同じ医療機関で月 4 回まで負担。5 回目からは負担なし。）
入院 1 日 1,200 円
- ・調剤薬局 0 円
- ・訪問看護療養費 1 日 250 円（※原則介護保険優先）
- ・保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている人に限り、入院中の食事代は無料
- ・治療用装具 0 円。一部負担金（保険者からの支給額を除いた自己負担額）の払い戻しを受けられます。保険者への手続きも必要です。

※保険外診療については適用外になります。

※小学校就学前のお子様と、市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当（18 歳）までのお子様は、医療費にかかる一部負担金が無料となります。

*申請に必要なもの：申請書、障害者手帳、健康保険証、標準負担額減額認定（交付を受けている場合）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※事前の申請が必要です（申請した翌月から適用になります）。

※一度申請いただくと自動更新となります。



ホームページはこちら

(2) 自立支援医療費（育成医療）

身体に障害のある児童の日常生活能力の回復向上を図るため、その障害を除去又は軽減することを目的として、必要な医療費の支給を行います。

*対象者：18 歳未満で身体に障害があるか、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童

*自己負担額：医療費の 1 割（ただし、所得や疾病の内容に応じて月額
の自己負担の上限額が設定されます）。入院時の食費（標準負担額）は自己負担となります。

*申請に必要なもの：申請書、医師の意見書、健康保険証、市民税課税証明書（又は承諾書）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

*その他 ・ご利用は、指定された医療機関及び薬局に限られます。
・住所・氏名・保険証が変更となる場合や、医療機関・薬局等を変更する場合は、手続きが必要です。

※事前の申請が必要です。



ホームページはこちら

(3) 自立支援医療費（更生医療）

身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その障害を除去又は軽減することを目的として、治療等に必要な医療費の支給を行います。

*対象者：18歳以上の身体障害者手帳所持者

*対象となる医療内容

視覚障害	角膜移植術、白内障手術など
聴覚・平衡機能障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術、理学療法など
心臓機能障害	ペースメーカー埋込術、人工弁置換術など
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術など
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法

*自己負担額：医療費の1割（ただし、所得や疾病の内容に応じて月額
の自己負担の上限額が設定されます）。入院時の食費
（標準負担額）は自己負担となります。

*申請に必要なもの：申請書、身体障害者手帳、医師の意見書、健康保険証、
特定疾病療養受療証（交付を受けている場合）、市民税
課税証明書（又は承諾書）、受診者の障害年金等の収入
額が確認できるもの（市民税非課税世帯のみ）、マイナ
ンバー（個人番号）がわかるもの

*その他 ・ご利用は、指定された医療機関及び薬局に限られます。
・住所・氏名・保険証が変更となる場合や、医療機関・薬局
等を変更する場合は、手続きが必要です。

※事前の申請が必要です。

(4) ひとり親家庭等医療費助成（県親医療）

（問合せ：こども政策課又は各総合事務所）



ホームページはこちら

ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します。

※対象者：次の児童（18歳になって最初の3月31日まで。障害児は20歳未満）を監護している父又は母及びその児童、又は父母がいない場合は同居する養育者及びその児童

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

※自己負担額：（1）の重度心身障害者医療費助成と同じ

※小学校就学前のお子様（6歳になって最初の3月31日まで）と、市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当（18歳）までのお子様の医療費にかかる一部負担金については無料です。

※所得制限額以上の所得がある場合は、対象外となります。

※認定となった場合、申請月の翌月から助成対象となります。

(5) 自立支援医療費（精神通院医療）



ホームページはこちら

精神科の病院又は診療所での通院医療費の支給を行います。

※対象者：精神疾患により通院医療を受けている人

※自己負担額：医療費の1割（ただし、所得や疾病の内容に応じて月額
の自己負担の上限額が設定されます）

※申請に必要なもの：申請書、診断書、健康保険証、市民税課税証明書（又は同意書）、受診者の障害年金等の収入額が確認できるもの（市民税非課税世帯のみ）、マイナンバー（個人番号）
がわかるもの

※その他 ・ご利用は、指定された医療機関及び薬局に限られます。
・住所・氏名・保険証が変更となる場合や、医療機関・薬局等を変更する場合は、手続きが必要です。

※事前の申請が必要です。（申請日からの適用になります。）

※1年ごとに更新の手続きが必要です。

(6) 精神障害者入院医療費助成



ホームページはこちら

精神科の入院に係る医療費の一部を助成します。

*対象者：次のいずれにも該当する人

- ①市内に住所を有していること
- ②精神科病院の精神科病床に入院していること
- ③精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持していること
- ④生活保護等を受けていないこと

※所得制限があります（P95 参照）。

*申請に必要なもの：申請書（入院証明を病院から記入していただきます）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳、入院者名義の金融機関の通帳、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

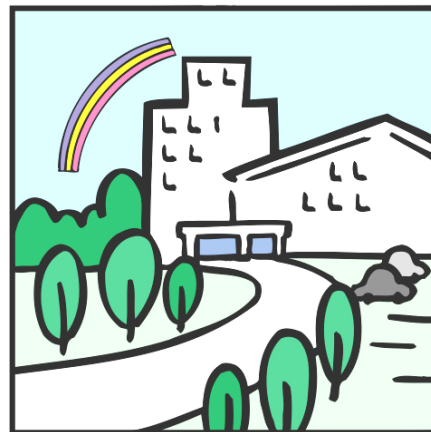
*助成額：月額 5,000 円（4、9、12 月に支給）

*その他

- ・申請した月からの支給となります。
- ・退院・転院・死亡した場合や、住所が変わった場合は、届け出が必要です。

※退院後は申請ができませんので、必ず入院中に申請してください。

※退院後再入院される場合は、新規の手続きが必要となります。



(7) 後期高齢者医療制度

(問合せ：国保年金課又は各総合事務所)



ホームページはこちら

65歳から74歳までの人で一定の障害のある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

*対象者：65歳から74歳までの人で一定の障害のある人
一定の障害とは、次に該当する状態です。

- ①身体障害者手帳1級～3級
- ②身体障害者手帳4級のうち、
音声または言語機能障害、下肢障害の1、3、4項
- ③療育手帳A
- ④精神障害者保健福祉手帳1、2級
- ⑤障害年金1、2級
- ⑥上記①～⑤と同程度の障害がある人

*自己負担割合

3割負担	課税所得145万円以上、かつ、年収383万円以上 (後期高齢者医療の被保険者が複数の世帯は520万円以上)の人
2割負担	課税所得28万円以上、かつ、年収200万円以上 (後期高齢者医療の被保険者が複数の世帯は320万円以上)の人
1割負担	上記以外の人

※自己負担の割合は、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に見直します。

*申請に必要なもの：健康保険証、印鑑、障害の状態を確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、医師の診断書など）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

*その他：保険料は、加入者の前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で計算します。

11 共済、手当などについて






ホームページはこちら

心身障害者扶養共済制度

将来独立自活が困難な障害のある人のため、その保護者が一定の掛金を出し合い、保護者に死亡等があったとき残された障害のある人に年金を支給するという保護者の相互扶助精神に基づく共済制度です。

加入できる人	障害のある人の保護者で、次の条件を満たす人 ① 年齢が65歳未満の人（4月1日現在の年齢） ② 市内に住所がある人 ③ 特別な疾病や障害がない人																								
障害のある方の範囲	次のいずれかに該当する人 ① 知的に障害のある人 ② 身体障害者手帳の1級から3級程度の障害のある人 ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）																								
申請に必要なもの	＊告知書 ＊障害証明書 ＊加入等申込書 ○住民票 ＊印の用紙は窓口に備えてあります。																								
掛金・年金額等	<掛金> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入時年齢 (4月1日現在の年齢)</th> <th>月 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>9,300</td> </tr> <tr> <td>35歳～39歳</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>40歳～44歳</td> <td>14,300</td> </tr> <tr> <td>45歳～49歳</td> <td>17,300</td> </tr> <tr> <td>50歳～54歳</td> <td>18,800</td> </tr> <tr> <td>55歳～59歳</td> <td>20,700</td> </tr> <tr> <td>60歳～64歳</td> <td>23,300</td> </tr> </tbody> </table>	加入時年齢 (4月1日現在の年齢)	月 額 (円)	35歳未満	9,300	35歳～39歳	11,400	40歳～44歳	14,300	45歳～49歳	17,300	50歳～54歳	18,800	55歳～59歳	20,700	60歳～64歳	23,300	<年金> 加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある人に支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入口数</th> <th>月 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1口</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>2口</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table>		加入口数	月 額 (円)	1口	20,000	2口	40,000
	加入時年齢 (4月1日現在の年齢)	月 額 (円)																							
	35歳未満	9,300																							
	35歳～39歳	11,400																							
40歳～44歳	14,300																								
45歳～49歳	17,300																								
50歳～54歳	18,800																								
55歳～59歳	20,700																								
60歳～64歳	23,300																								
加入口数	月 額 (円)																								
1口	20,000																								
2口	40,000																								
<ul style="list-style-type: none"> ・2月以降に申請した場合、加入日が4月2日以降になる可能性があります。 ・障害のある人1人につき2口まで加入できます。 ・20年以上加入した人がかつ65歳以上の人は掛金免除となります。 ・扶養共済掛金は所得税及び市・県民税の所得控除の対象となります。 	<弔慰金> 障害のある人が加入者の生存中に死亡したとき支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加入期間</th> <th colspan="2">支給額 (円)</th> </tr> <tr> <th>H20.3.31 以前より加入</th> <th>H20.4.1 以降加入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 5年未満</td> <td>30,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>5年以上 20年未満</td> <td>75,000</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000</td> <td>250,000</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	支給額 (円)		H20.3.31 以前より加入	H20.4.1 以降加入	1年以上 5年未満	30,000	50,000	5年以上 20年未満	75,000	125,000	20年以上	150,000	250,000										
加入期間	支給額 (円)																								
	H20.3.31 以前より加入	H20.4.1 以降加入																							
1年以上 5年未満	30,000	50,000																							
5年以上 20年未満	75,000	125,000																							
20年以上	150,000	250,000																							
	<脱退一時金> 加入期間5年以上の加入者が脱退したとき支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加入期間</th> <th colspan="2">支給額 (円)</th> </tr> <tr> <th>H20.3.31 以前より加入</th> <th>H20.4.1 以降加入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上 10年未満</td> <td>45,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上 20年未満</td> <td>75,000</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000</td> <td>250,000</td> </tr> </tbody> </table>		加入期間	支給額 (円)		H20.3.31 以前より加入	H20.4.1 以降加入	5年以上 10年未満	45,000	75,000	10年以上 20年未満	75,000	125,000	20年以上	150,000	250,000									
加入期間	支給額 (円)																								
	H20.3.31 以前より加入	H20.4.1 以降加入																							
5年以上 10年未満	45,000	75,000																							
10年以上 20年未満	75,000	125,000																							
20年以上	150,000	250,000																							

区 分	該 当 す る 人	支 給 額								
<p>児童扶養手当 (こども政策課)</p> 	<p>次の児童(18歳になって最初の3月31日まで。障害児は20歳未満)を監護している父又は母、又は父母がいない場合は同居する養育者</p> <p>①父母が婚姻を解消した児童②父又は母が死亡した児童③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童④母が婚姻によらないで懐胎した児童等 ※所得制限額以上の所得がある場合は、支給停止となります。※公的年金等を受給している(できる)場合は、受給額等を差引いた額が手当額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 月額 45,500円 ・一部支給 所得に応じ月額 45,490円～10,740円 <p>※児童数によって加算</p>								
<p>特別児童扶養手当</p> 	<p>身体、知的又は精神に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父又は母(父母が監護できないときは父母に代わりその児童を養育する同一世帯の人に支給されます。)</p>	<p>1級月額 55,350円 2級月額 36,860円</p>								
<p>特別障害者手当</p> 	<p>家庭で生活している20歳以上の人で、身体、知的又は精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人</p>	<p>月額 28,840円</p>								
<p>障害児福祉手当</p> 	<p>20歳未満の人で、身体、知的又は精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人</p>	<p>月額 15,690円</p>								
<p>在宅重度重複障害者介護見舞金</p>	<p>次の①、②の要件を全て満たす障害のある人を家庭で介護している人</p> <p>①療育手帳「A」の交付を受けている人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障害区分ごとの障害が重複している人</p> <table border="1" data-bbox="523 1249 1129 1317"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1、2級</td> <td>聴覚障害</td> <td>2級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>1、2級</td> <td>内部障害</td> <td>1級</td> </tr> </table>	視覚障害	1、2級	聴覚障害	2級	肢体不自由	1、2級	内部障害	1級	<p>月額 20,000円</p>
視覚障害	1、2級	聴覚障害	2級							
肢体不自由	1、2級	内部障害	1級							
<p>障害者在宅介護(介助)手当</p> 	<p>次のいずれかの障害のある人を家庭で常時介護、常時介助している人</p> <p>①療育手帳「A」の交付を受けている人 ②身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人</p> <p>※要介護認定を受けた人は申請できません。高齢者支援課の在宅介護手当(月額3,000円)をご利用下さい。</p>	<p>介護手当 月額 5,000円 介助手当 年額 20,000円</p>								
<p>障害基礎年金 (国保年金課)</p> 	<p>国民年金に加入している間、20歳前、又は60歳以上65歳未満に初診日のある傷病(病気・けが・精神障害(知的障害含む))により、一定の障害状態になった人</p> <p>※原則として初診日から1年半経った時点で請求できます(病気等により異なります)。 ※年齢・保険料の納付状況により制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>1級年額 1,020,000円 (月額 85,000円) 2級年額 816,000円 (月額 68,000円)</p>								
<p>特別障害給付金 (国保年金課)</p> 	<p>平成3年3月以前に学生又は昭和61年3月以前に被用者年金被保険者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者だった人で、その当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日のある傷病により、現在障害基礎年金の1・2級に該当する程度の障害のある人</p>	<p>1級相当 月額 55,350円 2級相当 月額 44,280円</p>								

支給月	窓口	申請に必要なもの *印の用紙は窓口に備えてあります。	注意事項
1 3 5 7 9 11	各総合事務所 子ども政策課	*児童扶養手当認定請求書等 ○戸籍謄本（本籍地が市外の場合） ○年金手帳又は年金証書 ○印鑑（本人の署名の場合、不要です） ○申請者名義の銀行の通帳 ○マイナンバー（個人番号）がわかるもの	○所得制限があります。 ○申請者または児童が公的年金を受給できる場合及び児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象となっている場合は、年金との差額給付となります。 ○認定となった場合、申請月の翌月から支給対象となります。
4 8 11	福祉課・各総合事務所・福祉交流プラザ（福祉申請窓口）	*特別児童扶養手当認定請求書 *所定の診断書 *振込口座申出書 ○全部事項証明書（戸籍謄本） ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（所持している場合） ○マイナンバー（個人番号）がわかるもの	○所得制限があります。 ○施設入所の場合は受給できません。 ○認定となった場合、申請月の翌月から支給対象となります。
2 5 8 11		*所定の認定請求書及び所得状況届 *所定の診断書 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（所持している場合） ○印鑑（本人の署名の場合、不要です） ○本人名義の銀行の通帳 ○年金証書及び年金額を明らかにすることができる書類（年金振込通知など） ○マイナンバー（個人番号）がわかるもの	○所得制限があります（P95参照）。 ○施設入所の場合は受給できません。 ○病院等（介護老人保健施設を含む）に3か月を超えて入院している人は受給できません。（特別障害者手当） ○認定となった場合、申請月の翌月から支給対象となります。
3 7 11		*介護見舞金申請書及び所得状況届 ○身体障害者手帳及び療育手帳 ○住民票 ○所得証明書（市外から転入の場合） ○受給者の通帳 ○印鑑（本人の署名の場合、不要です）	○所得制限があります。 ○施設への入所、県外へ転出した場合は受給できません。 ○認定となった場合、申請月の翌月から支給対象となります。
5 11		*上越市在宅介護手当支給認定申請書 ○印鑑（本人の署名の場合、不要です） ○介護者名義の銀行の通帳	○施設入所の場合は受給できません。 ○病院に1か月以上入院している人は、受給できません。 ○申請後、保健師等が調査をいたします。 ○認定となった場合、申請月の翌月から支給対象となります。
2 4 6 8 10 12	各総合事務所 国保年金課	*障害基礎年金裁定請求書 *所定の診断書 *病歴・就労状況等申立書 ○年金手帳又は基礎年金番号通知書 ○本人名義の金融機関の通帳 ○マイナンバー（個人番号）がわかるもの ○その他（お客様の状況により異なります）	○20歳前の傷病による障害基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。 ○保険料の未納期間があると申請できないことがあります。
		*特別障害給付金請求書 *所定の診断書 *病歴・就労状況等申立書 ○年金手帳又は基礎年金番号通知書 ○本人名義の金融機関の通帳 ○マイナンバー（個人番号）がわかるもの ○その他（お客様の状況により異なります）	○所得制限があります。 ○過去の状況を確認するため、認定に時間がかかる場合があります（支給が決定された場合、請求を行った月の翌月分まで遡って支給されます）。

12 障害福祉サービス等の利用について

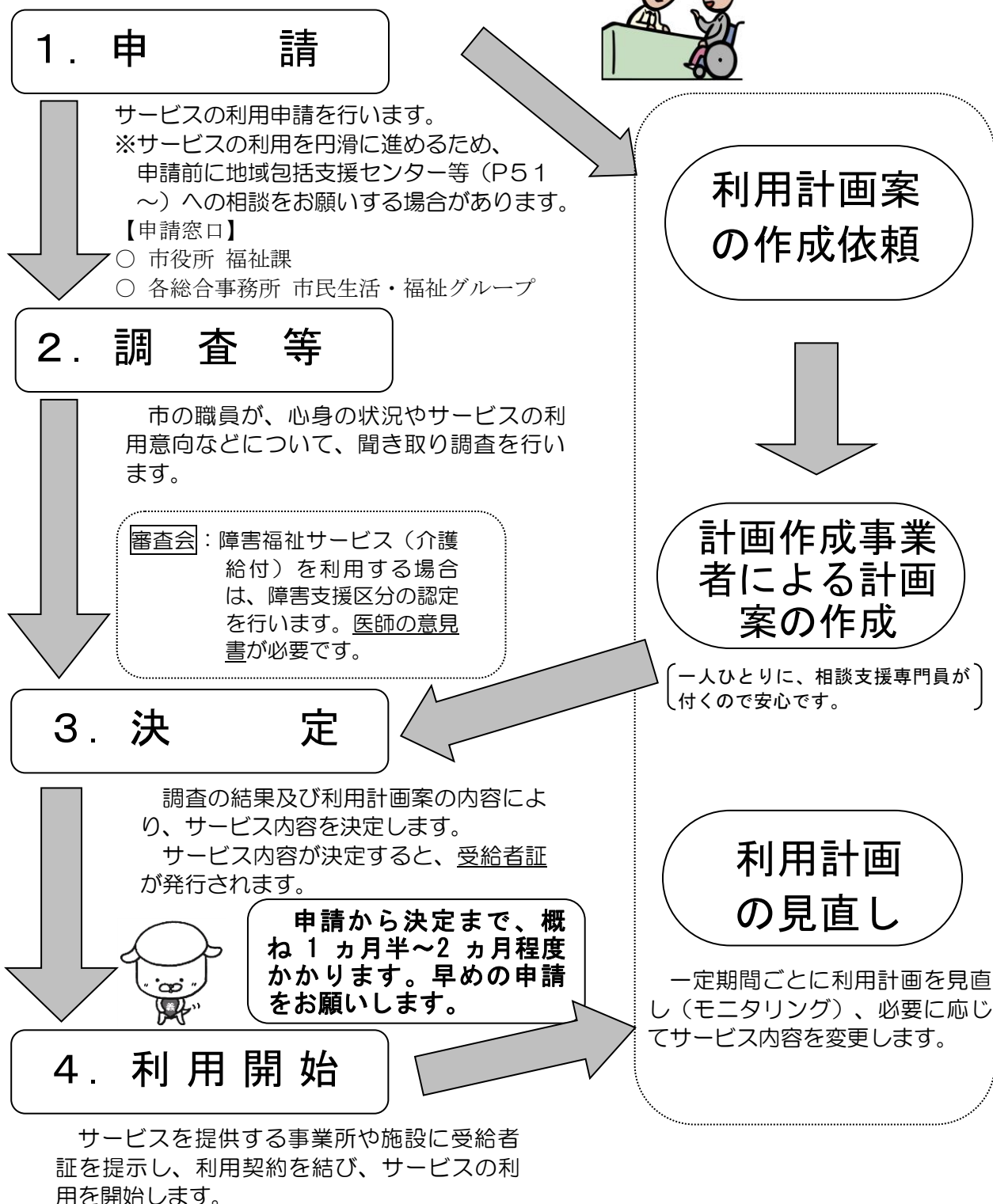


ホームページはこちら

(障害者総合支援法・児童福祉法)

能力や適性に応じた訓練や、さまざまな福祉サービスで、身近な地域での生活が送れるよう支援します。

* 申請から利用までの流れ



*** 利用対象者（以下のいずれかに該当する人）**

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・自立支援医療費（精神通院医療）受給者
- ・難病等対象者（P96～97 参照）
- ・障害福祉サービスが必要である旨の医師等の意見を受けた者
（対象：障害のある児童及び精神障害のある人）
- ・就学している障害のある児童（放課後等デイサービス利用対象者）

*** 障害福祉サービス等の種類**

【介護給付】

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプサービス）	自宅での入浴、排せつ、食事などの介護や家事支援、通院のための介助などを行う
行動援護	知的障害又は精神障害のある人で行動に困難がある人の外出時における危険回避のために必要な支援を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由により常に介護を必要とする人、又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動支援を総合的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供する
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を提供する
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行う
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
同行援護	重度の視覚障害者の移動支援について、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う

【訓練等給付】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 （雇成型・非雇成型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	就労移行支援等、上記のサービスを利用し、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活上の支援を行う （体調の管理、企業や関係機関との連絡調整など）
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、医療機関等から地域での一人暮らしへ移行した人に、定期的な巡回訪問や随時の対応などの支援を行う

【地域生活支援事業】

サービス名	内容
移動支援事業	障害のため屋外での移動が困難な人に、ヘルパーを派遣し、外出のための支援を行う
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人に対して、自宅へ浴槽を持ち込み、入浴を行う
日中一時支援事業	日中に介護者がいないため一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う

【地域相談支援給付】

サービス名	内容
地域移行支援	長期にわたり障害者支援施設等に入所している障害者又は精神病院に入院している精神障害者に、住居確保・地域生活移行に関する相談等の必要な支援を行う
地域定着支援	居宅に単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制確保、障害の特性で生じた緊急事態における相談等の必要な支援を行う

【障害児通所支援】

サービス名	内容
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための支援を行う
児童発達支援	障害のある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
保育所等訪問支援	保育所等を利用中、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進する
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等で、支援を受けるために外出することが困難な障害児に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う

◆ 障害児行動援護等サービス利用支援事業

移動支援又は行動援護の利用決定を受けている児童の保護者に対して福祉有償運送の費用を助成することで、障害のある児童の社会参加の機会拡大及び保護者の子育てを支援します。

*対象者：移動支援又は行動援護の利用決定を受けている児童の保護者

*助成額：夏休み期間の移動支援又は行動援護の利用に伴う福祉有償運送の利用料金（ただし、60円/kmを上限とします。）

*申請に必要なもの：申請書、福祉有償運送に係る領収書

◆障害福祉サービス事業者等一覧

(R6.4現在)

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
居宅介護 重度訪問介護	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越	—	木田新田1-1-3	025-526-1666
	(サテライト事業所) 名立サテライト	—	名立区名立大町4234	025-537-2566
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越北	—	頸城区百間町615-2	025-530-4361
	(サテライト事業所) 頸城サテライト	—	頸城区上吉194-1	025-546-5111
	大潟サテライト	—	大潟区九戸浜240-2	025-535-5840
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越南	—	清里区岡野町1618	025-530-7637
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション安塚	—	安塚区安塚2549-5	025-592-3002
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション柿崎	—	柿崎区柿崎558-1	025-536-6755
	アースサポート上越	—	とよば127番	025-527-2311
	ホームケアプラス 訪問介護事業所	—	中田原80番地28	025-520-8518
	ツクイ上越つちはし	—	土橋828-2	025-526-1890
	ニチケアセンター直江津	—	五智新町1-24	025-531-3060
	ニチケアセンター上越たかだ	—	北城町4-13-8 北城センタービル1階	025-520-4380
	ニチケアセンター柿崎	—	柿崎区馬正面1159-41 ヨシクラビル2階B号	025-535-2951
	めぐみ	—	西城町1-1-20	025-521-5313
訪問介護きらめき	—	下門前2276	025-545-2525	
居宅介護 ※重度訪問介護なし	訪問看護だいにち	—	大字大日34-5	025-523-0700
	訪問介護だいにち	—	大字大日34-5	025-523-0700
	NPO法人スキップ ヘルパーステーション	—	大町2-2-30 ピアハイム高田702号	025-523-8879
同行援護	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越	—	木田新田1-1-3	025-526-1666
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越北	—	頸城区百間町615-2	025-530-4361
	ニチケアセンター直江津	—	五智新町1-24	025-531-3060
	ニチケアセンター柿崎	—	柿崎区馬正面1159-41 ヨシクラビル2階B号	025-535-2951
行動援護	かなやの里更生園	—	大字下馬場576-78	025-522-1961
生活介護	かなやの里ほほえみ	45人	大字小滝644-2	025-526-8378
	かなやの里療護園 「かたくり・すずらん」	28人	大字下馬場576-78	025-522-1666
	南さくら工房	35人	大手町5-32	025-526-6060
	生活介護事業所「きら」	20人	石橋2-10-12	025-545-1707
	生活介護事業所「とも」	20人	石橋2-10-16	025-546-7812
	つどいの郷	24人	大潟区九戸浜388-8	025-534-3972
	居多さくら工房	25人	五智6-5-23	025-545-3311
	おもむき倶楽部	20人	五智2-14-22	025-520-7213

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
生活介護	いちょうの木の家	6人	新光町3-18-6	025-543-2699
	こころ場	10人	大潟区犀潟410-5	025-520-8899
	さいはま園	20人	大潟区犀潟410-2	025-546-7355
	ふれんどり～ライフよしかわ	20人	吉川区原之町1819-1	025-548-3454
	やまびこ	20人	三和区井ノ口806-1	025-532-4332
	かなやの里ワークス	6人	大字下馬場576-8	025-521-0211
	また明日 Labo（ラボ）	4人	仲町3-1-13	080-7665-6865
生活介護 自立訓練 ※介護保険 サービス基準	デイサービスセンター謙信高志の里	—	木田新田1-1-3	025-526-1616
	まちトレ上越	28人	新光町1-6-17	025-520-8015
	デイサービス二幸 高田	—	大貫3-3-12	025-522-8202
	デイサービス二幸 直江津	—	中央3-18-7	025-539-6010
	デイサービス大竹機能訓練センター	—	安江1-3-5	025-539-5630
	デイホームやちほ	—	上荒浜14-1	025-544-3080
	かがやきハウス	—	西城町2丁目8-30	025-522-6602
	デイサービスセンター安塚 やすらぎ荘	—	安塚区安塚2549-5	025-592-3002
	デイサービスセンター ゆりかご荘	—	大潟区犀潟410-2	025-534-6223
	くびきの里デイサービスセンター	—	頸城区上吉194-1	025-546-5112
	頸城デイサービスセンター無憂の里	—	頸城区百間町615-2	025-530-3865
	頸城デイサービスセンター はながさの里	—	頸城区花ヶ崎1165	025-530-3930
	吉川デイサービスセンター あじさいの家	—	吉川区原之町1819-1	025-548-2388
	いこいの里あさひ	—	吉川区梶2084-1	025-539-3148
	えんじゅの郷 デイサービスセンター	—	中郷区藤沢998-1	0255-74-2420
	デイサービスセンター ふれあいの家	—	清里区岡野町1616	025-528-3000
	デイサービスセンター 三和愛宕の園	—	三和区野407-1	025-529-2525
	三和デイサービスセンター すいせんの里	—	三和区井ノ口406-1	025-529-2231
	みやじまの里第一清心荘	—	板倉区宮島135-1	0255-78-2000
	みやじまの里第二清心荘	—	板倉区宮島131-1	0255-78-2346
	えびすはまデイホーム米	—	夷浜119-21	025-539-5608
	名立デイサービスセンター椿寿苑	—	名立区名立大町4234	025-537-2566
	樹楽上増田（小規模多機能型）	—	頸城区上増田字東野122-1	025-546-7342
	本町楽寿の家（小規模多機能型）	—	本町2-6-17 （石田記念福祉館）	025-523-0255
	上吉野白鳥の里（小規模多機能型）	—	大字上吉野1912-2	025-539-1830
	八千浦ひよりの里（小規模多機能型）	—	大字西ヶ窪浜156-1	025-546-5610

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
生活介護 自立訓練 ※介護保険 サービス基準	居多の里（小規模多機能型）	—	五智 2-1-3	025-539-0197
	うつぎの里（小規模多機能型）	—	大湊区土底浜 9 7 8-1	025-534-6536
	だんらん（小規模多機能型）	—	頸城区北方 1 2 5-9	025-530-7055
	えどひがんの里（小規模多機能型）	—	三和区井ノ口 1 7 1 8-4	025-532-3782
	デイサービスよいさ （小規模多機能型）	—	頸城区花ヶ崎 1 8 8 6 番地	025-512-7170
療養介護	さいがた医療センター （重症心身障害）	80人	大湊区犀潟 4 6 8-1	025-534-3131
	さいがた医療センター つむぎ（神経難病）	24人		
短期入所	かなやの里更生園	10人	大字下馬場 5 7 6-7 8	025-522-1961
	かなやの里療護園	4人	大字下馬場 5 7 6-7 8	025-522-1310
	上越地域医療センター病院（医療型）	—	南高田町 6-9	025-523-2131
	さくらホーム陽	1人	寺町 2-1 2-1 1	025-522-1831
	さくらホーム直	1人	塩屋新田 3 4 2	025-522-1831
	さくらホーム居多	1人	五智 6-5-2 1	025-522-1831
	短期入所「ぶあん」	8人	石橋 2-3-3 1	025-545-5188
	桑の里	—	大字京田 1 3 4-1	025-521-0770
	安塚やすらぎ荘ショートステイ	—	安塚区安塚 2 5 4 9-5	025-592-3002
	さいはま園	2人	大湊区犀潟 4 1 0-2	025-546-7355
	さいがた医療センター（医療型）	—	大湊区犀潟 4 6 8-1	025-534-3131
	ホームうのはな	4人	大湊区九戸浜 3 8 8-8	025-535-5552
	ショートステイおおすぎ	1人	浦川原区有島 9 6-2	025-599-2881
		1人	浦川原区菱田 9 0 9-3	
	やまびこ短期入所	5人	三和区井ノ口 8 0 6-1	025-532-4332
	くびきの里ショートステイ	—	頸城区上吉 1 9 4-1	025-546-5113
	ショートステイ サンクス柿崎	—	柿崎区あけぼの 6 4 4-8	025-535-2510
	ふれあいの杜上越	—	頸城区西福島 9 4 5-1	025-531-3490
	大湊愛宕の園	—	大湊区土底浜 9 7 8-1	025-534-6535
	いこいの里あさひ	—	吉川区梶 2 0 8 4-1	025-539-3148
	コミュニティホーム すいせんの里	—	三和区井ノ口 4 0 6-1	025-529-2231
	ショートステイ謙信高志の里	—	木田新田 1-1-3	025-526-1616
	ハウス道芝	—	高土町 3-2-1 3	025-522-7233
	ソーシャルインクルーホーム 上越寺町	3人	寺町 1-1 8-2 3	025-520-9528
	本町楽寿の家（小規模多機能型）	—	本町 2-6-1 7 （石田記念福祉館）	025-523-0255
	上吉野白鳥の里（小規模多機能型）	—	大字上吉野 1 9 1 2-2	025-539-1830

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
短期入所	八千浦ひよりの里（小規模多機能型）	－	大字西ヶ窪浜 1 5 6－1	025－546－5610
	居多の里（小規模多機能型）	－	五智 2－1－3	025－539－0197
	うつぎの里（小規模多機能型）	－	大瀧区土底浜 9 7 8－1	025－534－6536
	だんらん（小規模多機能型）	－	頸城区北方 1 2 5－9	025－530－7055
	えどひがんの里（小規模多機能型）	－	三和区井ノ口 1 7 1 8－4	025－532－3782
就労移行支援	さくら工房	3人	高土町 3－4－2	025－522－1721
	つばき工房	4人	高土町 3－4－1 2	025－523－5472
	北さくら工房	7人	西本町 1－8－1	025－545－2230
	つくし工房	13人	大字北新保 5 5－1	025－520－3294
	さんさん工房	6人	新光町 3－1 1－1 2	025－543－3273
	板倉ふれあい工房	4人	板倉区宮島 1 3 1－1	0255－78－4870
	ワークライフ・ポニーズ	15人	大字大日 3 4－5	025－523－8874
	ふれんどり～ミルはまなす	3人	柿崎区柿崎 6 4 0 6	025－536－6200
	おりづる	4人	西本町 2－5－6	025－544－0626
	障がい者就労支援センターWITH	12人	五智 2－5 2 6－3	025－531－1005
	Re:WORK	20人	藤巻 7－3 5	025－521－1155
	また明日 カレッジ	24人	上越市本町 5－5－9 ランドビル 2F	025－530－7827
就労定着支援	さくら工房	－	高土町 3－4－2	025－522－1721
	つばき工房	－	高土町 3－4－1 2	025－523－5472
	北さくら工房	－	西本町 1－8－1	025－545－2230
	つくし工房	－	北新保 5 5－1	025－520－3294
	ふれんどり～ミルはまなす	－	柿崎区柿崎 6 4 0 6	025－536－6200
	夕映え耕房	－	大瀧区犀潟 4 1 0－5	025－520－8900
	障がい者就労支援センターWITH	－	五智 2－5 2 6－3	025－531－1005
	ワークライフ・ポニーズ	－	大字大日 3 4－5	025－523－8874
就労継続支援 A型	ソーシャルファーム ドリーと緑の風	10人	大字丸山新田 1 8 3－1	025－546－7127
	障がい者就労支援センターWITH	8人	五智 2－5 2 6－3	025－531－1005
	J with you	15人	柿崎区馬正面 1 3 0 0－1	025－520－4510
	越善はぐくみ弁当	20人	大和 2－3－5 4	025－522－4946
	ブライト・ライフ	20人	稲田 4－1－3 2	025－530－7537
就労継続支援 B型	かなやの里ワークス	44人	大字下馬場 5 7 6－8	025－521－0211
	スマイリーかなや	10人	安江 1－1－1	
	板倉ふれあい工房	15人	板倉区宮島 1 3 1－1	0255－78－4870

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
就労継続支援 B型	つくし工房	13人	北新保55-1	025-520-3294
	北さくら工房	24人	西本町1-8-1	025-545-2230
	さくら工房	25人	高土町3-4-2	025-522-1721
	つばき工房	23人	高土町3-4-12	025-523-5472
	ポプラの家	20人	大手町7-5	025-524-7815
	さんさん工房	14人	新光町3-11-12	025-543-3273
	ワークセンターよしかわ	10人	吉川区原之町2039-1	025-548-3737
	ワークセンターおおすぎのさと	20人	浦川原区虫川818	025-599-2881
	ふれんどり〜ミルはまなす	37人	柿崎区柿崎6406	025-536-6200
	やまびこ	25人	三和区井ノ口806-1	025-532-4332
	くびきふれあい	15人	頸城区百間町633	025-530-3815
	夕映え耕房	20人	大潟区犀潟410-5	025-520-8900
	つどいの郷	16人	大潟区九戸浜388-8	025-534-3972
	おりづる	11人	西本町2-5-6	025-544-0626
	つくしワークトレーニングルーム	11人	寺町2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内)	025-538-8001
	つくしワークショップスペース	20人	本町2-6-17 (石田記念福祉館)	025-523-0202
	さふたか	20人	寺町3-18-6	025-520-8864
	RAITO	20人	寺町3-18-6	025-520-9431
	ファンデ	20人	春日新田5-4-11	025-520-8333
	はなの家	20人	大貫1-15-14	025-520-7041
	ワークライフだいにち	20人	大字大日31	025-530-6800
ソーシャルファーム ドリーと緑の風	10人	大字丸山新田183-1	025-546-7127	
また明日 Labo (ラボ)	16人	仲町3-1-13	080-7665-6865	
自立訓練	ハウス道芝	20人	高土町3-2-13	025-522-7233
	さくら工房	8人	高土町3-4-2	025-522-1721
	つばき工房	3人	高土町3-4-12	025-523-5472
	北さくら工房	6人	西本町1-8-1	025-545-2230
	いちょうの木の家	14人	新光町3-18-6	025-543-2699
	こころ場	10人	大潟区犀潟410-5	025-520-8899
	また明日 カレッジ	16人	上越市本町5-5-9 ランドビル2F	025-530-7827
宿泊型自立訓練	ハウス道芝	20人	高土町3-2-13	025-522-7233
	いちょうの木の家	18人	新光町3-18-6 (三交病院内)	025-543-2624
	こころ場	10人	大潟区犀潟410-5	025-520-8899

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
グループホーム	やまと寮	5人	大和1-2-19	025-522-1961 (上越福祉会)
	ホームかみなかだ	5人	大字上中田1100-1	
	ホーム大和	7人	大和1-2-20	
	すずらん	5人	大字上中田252-5	
	ホーム茶屋町	7人	大和1-8-17	
	ホームみらい	7人	大和1-8-17	
	ひがししろ寮	8人	東城町2-8-35	
	ホーム安江	7人	安江1-1-1	025-543-1315
	ホームうのはな	6人	大潟区九戸浜388-8	025-535-5552
	さくらホーム寺町	5人	寺町2-12-19	025-522-1831 (さくらの家)
	さくらホームさくらの家	11人	高土町3-4-2	
	さくらホームつばきの家	10人	高土町3-4-12	
	さくらホーム陽	5人	寺町2-12-11	
	さくらホーム朋	6人	寺町2-12-11	
	さくらホーム五智	6人	五智新町9-6	
	さくらホーム直	5人	塩屋新田342	
	さくらホーム居多	5人	五智6-5-21	
	セカンドプレイス	10人	五智2-14-22	025-520-7213
	グループホームつくしの里	6人	新南町28-3	025-521-2860 (つくしセンター)
	常心寮	6人	東城町3-10-28	025-520-2021 (川室記念病院内)
	つくし荘	7人	稲田4-7-8	
	グループホーム道芝荘	8人	大字杉野袋227-1	025-522-7233 (ハウス道芝内)
	グループホーム三交	5人	新光町3-11-18	025-545-2624 (三交病院内)
	ゆめほーむ	5人	浦川原区顕聖寺172	025-599-1010
	ユニス菱田	6人	浦川原区菱田909-3	025-599-2951
	となりぐみ	4人	浦川原区有島96-2	025-594-7200
	いわい	5人	吉川区河沢633	025-512-5740
	犀浜荘	5人	大潟区四ツ屋浜385-1	025-534-3100 (夕映えの郷内)
	コーポあおぞら	6人	大潟区雁子浜310-12	
	Re. ゆうばえ	7人	大潟区犀潟410-5	
コーポスワロー	7人	大潟区四ツ屋浜764		
三和オリーブ	10人	三和区井ノ口757-1		
りとるらいふ「ふぁみりあ」	12人	石橋2-3-29	025-546-7964	

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
グループホーム	グループホームこすもす	4人	大貫4-20-3	025-520-8300
	柿崎ふれんどり～ホームうらはま	5人	柿崎区柿崎6248-1	025-536-6200
	いんくる上越たかだの家	4人	中田原49-2	025-520-7435
	いんくる上越いわきの家	6人	岩木535-5	025-520-7435
	いんくる上越かきぎきの家	5人	柿崎区直海浜586-16	025-520-7435
	いんくる上越おおまちの家	5人	大町1-5-19	025-520-7435
	いんくる上越なかどおりの家	4人	中通町13-23	025-520-7435
	いんくる上越かみなかだの家	5人	上中田231-15	025-520-7435
グループホーム （日中サービス 支援型）	ソーシャルインクルーホーム 上越寺町	20人	寺町1-18-23	025-520-9528
自立生活援助	夕映えの郷	—	大潟区犀潟410-5	025-534-3100
	みんなでいきる相談センター	—	石橋2-3-29 ばれつと内	025-546-7984
施設入所支援	かなやの里更生園	100人	大字下馬場576-78	025-522-1961
	かなやの里療護園	50人	大字下馬場576-78	025-522-1310
	さいはま園	20人	大潟区犀潟410-2	025-546-7355
地域活動支援 センター	つくしセンター	—	高土町3-2-12	025-521-2860
	つながり支援センター 木もれBe	—	大潟区犀潟410-5	025-520-8910
	地活 あぼあん	—	寺町2-20-1	080-7734-8934
地域生活 支援事業 （日中一時支援）	かなやの里更生園	—	大字下馬場576-78	025-522-1961
	かなやの里ほほえみ	—	大字小滝644-2	025-526-8378
	かなやの里ワークス	—	大字下馬場576-8	025-521-0211
	さくら工房	—	高土町3-4-2	025-522-1721
	つばき工房	—	高土町3-4-12	025-523-5472
	南さくら工房	—	大手町5-32	025-526-6060
	北さくら工房	—	西本町1-8-1	025-545-2230
	りとるらいふ「ららん」	—	石橋2-3-31	025-542-5126
	りとるらいふ「にこ」	—	寺町2-20-1	025-520-8150
	りとるらいふ「きら」	—	石橋2-10-12	025-545-1707
	りとるらいふ「ぷあん」	—	石橋2-3-31	025-545-5188
	ふれんどり～ミルはまなす	—	柿崎区柿崎6406	025-536-6200
	デイサービスセンター三和愛宕の園	—	三和区野407-1	025-529-2525
	おもむき倶楽部	—	五智2-14-22	025-520-7213
	SMiD デイサービスSora	—	寺町2-20-1 （上越市福祉交流プラザ内）	025-542-9129

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
地域生活 支援事業 (訪問入浴)	ツクイ上越栄町	—	栄町1-7-26	025-539-6681
	さくらメディカル(株)	—	鴨島11-1	025-521-3773
	アースサポート上越	—	とよば127番	025-527-2311
地域生活 支援事業 (移動支援)	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越	—	木田新田1-1-3	025-526-1666
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越北	—	頸城区百間町615-2	025-530-4361
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越南	—	清里区岡野町1618	025-530-7637
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション安塚	—	安塚区安塚2549-5	025-592-3002
	上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション柿崎	—	柿崎区柿崎558-1	025-536-6755
	NPO法人スキップ ヘルパーステーション	—	大町2-2-30-702	025-523-8879
	(株) ホームケアプラス	—	中田原80-28	025-520-8518
	ツクイ上越つちはし	—	土橋828-2	025-526-1890
	ニチケアセンター直江津	—	五智新町1-24	025-531-3060
	ニチケアセンター柿崎	—	柿崎区馬正面1159-41	025-535-2951
	ニチケアセンター上越たかだ	—	上越市北城町4-13-8	025-520-4380
放課後等 デイサービス	かなやの里更生園	10人	大字下馬場576-78	025-522-1961
	かなやの里療護園 放課後等デイサービス つぼみ	5人	大字下馬場576-78	025-527-3188
	つどいの郷	10人	大潟区九戸浜388-8	025-534-3972
	ぼぼの家	10人	大貫1-15-14	025-523-2033
	また明日 たかだ	10人	本町5-5-9 1F	025-522-8131
	また明日 なおえつ	10人	五智1-5-26	025-520-8637
	また明日 なおえつ ジュニア	10人	五智1-5-26	025-520-8637
	また明日 たかだジュニア	10人	本町5-5-9 1F	025-520-4222
	児童発達支援 またあしたバンビ	※1	子安1201 メゾンヒカリ1F	025-520-8146
	南さくら工房	5人	大手町5-32	025-526-6060
	放課後等デイサービス「ららん」	10人	石橋2-3-31	025-542-5126
	放課後等デイサービス「にこ」	10人	寺町2-20-1	025-520-8150
	放課後等デイサービス「もーと」	10人	石橋2-3-29	025-546-7954
	スパークハウス上越ふじまき	※2	藤巻7-35	025-523-0710
	ブロッサムジュニア 上越春日山教室	※3	春日山町3-1-21 ロイヤルパレス春日山1号	025-520-8536
	ブロッサムジュニア 上越大手町教室		大手町6-3 アンビエンテ2階	025-546-7624
	ブロッサムジュニア 上越春日新田教室		春日新田5-5-22	025-530-7902
SMiD デイサービスSora	※4	寺町2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内)	025-542-9129	

サービスの種類	事業所（施設）名	定員	住 所	電 話
児童発達支援	上越市こども発達支援センター	40人	寺町2-20-1	025-522-4609
	スパークハウス上越ふじまき	※2	藤巻7-35	025-523-0710
	ブロッサムジュニア 上越春日山教室	※3	春日山町3-1-21 ロイヤルパレス春日山1号	025-520-8536
	ブロッサムジュニア 上越大手町教室		大手町6-3 アンビエンテ2階	025-546-7624
	ブロッサムジュニア 上越春日新田教室		春日新田5-5-22	025-530-7902
	SMiD デイサービスSora	※4	寺町2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内)	025-542-9129
	児童発達支援 またあしたバンビ	※1	子安1201 メゾンヒカリ1F	025-520-8146
保育所等訪問支援	上越市こども発達支援センター	—	寺町2-20-1	025-522-4609
居宅訪問型 児童発達支援	SMiD デイサービスSora	—	寺町2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内)	025-542-9129

- ※1 児童発達支援 またあしたバンビの「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」の定員は、両サービスを合わせて10人です。
- ※2 スパークハウス上越ふじまきの「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」の定員は、両サービスを合わせて10人です。
- ※3 ブロッサム・ジュニアの「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」の定員は、両サービスを合わせて10人です。
- ※4 SMiD デイサービスSoraの「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」の定員は、両サービスを合わせて5人です。

* 障害福祉サービス等の利用者負担軽減



どの方でも負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額を設定。

定率負担の月額負担上限額		
生活保護		0円
低所得		0円
一般 1 以下の方は「一般 2」の区分 ・20歳以上の施設入所者 ・「グループホーム」利用者 ・「宿泊型自立訓練」利用者	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	9,300円
一般 2		37,200円

- 生活保護：生活保護世帯に属する人
- 低所得：市民税非課税世帯に属する人
- 一般 1：市民税課税世帯に属する人
(18歳未満：所得割 28万未満、18歳以上：所得割 16万未満)
- 一般 2：市民税課税世帯に属する方で一般 1 に該当しない人

※ 上限額の算定における世帯の範囲
 18歳未満の利用者：申請者の属する住民基本台帳上の世帯
 18歳以上の利用者：本人及び配偶者

生活保護移行防止のための軽減措置

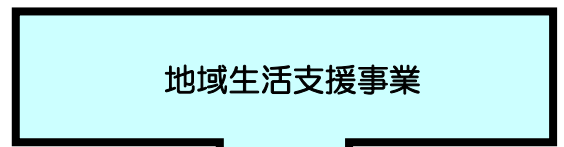
利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。

上越市独自設定

障害福祉サービスと障害児通所支援のいずれか又は両方を利用している場合で、地域生活支援事業も利用している人については、一月の合算額の上限額を設定します。

○障害福祉サービスの上限額を共通上限として設定

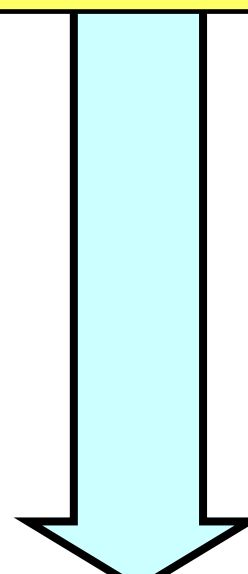
共通月額上限負担額（減免・軽減後）		
一般 1	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	9,300円
一般 2		37,200円



上越市独自設定

どの方でも負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額を設定。

定率負担の月額負担上限額		
生活保護		0円
低所得		0円
一般 1	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	4,600円
一般 2		6,200円



食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス
(施設入所)

入所施設では、低所得の場合、食費・光熱水費にかかる特定障害者特別給付費が支給され、個別減免後の利用者負担額と食費・光熱水費の実費負担を支払っても、手元に一定額が残るようになります。

グループホーム
入居者の居住に要する費用の助成

障害福祉サービス
(グループホーム)

障害のある人がグループホームを利用する際に利用者1人につき月額1万円を上限に助成があります。
(市民税課税世帯を除きます。)

食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス
(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・生活介護・短期入所)

給食を提供している通所施設等では、低所得、一般1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額を3分の1程度に減額します。

放課後等デイサービス・
日中一時支援事業

上越市独自設定

給食を提供している通所施設等では、低所得、一般世帯1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額の3分の2程度を助成します。
ただし、420円/日を上限とします。

上越市独自設定

障害者総合支援法によるすべてのサービスを通じ、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。

13 通所施設について

(問合せ：こども発達支援センター)



ホームページはこちら

(1) 相談・療育支援

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談をお受けするとともに、発達に遅れ等のある子どもの療育を行っています。

○次のような場合は、ご相談ください。

- ・心身の発育・発達について、不安や心配がある。
- ・ことばの発達が年齢よりも遅れている。
- ・どもるような話し方をする。等

*対象者

市内にお住いの、おおむね生後3か月から小学校就学前までの子ども

*利用日時

月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

*連絡先

こども発達支援センター(上越市福祉交流プラザ内) TEL 025-522-4609

*利用料金 無料

○ また、障害のある子どもを対象に、国の制度に基づく児童発達支援や保育所等訪問支援等を実施しています。

(2) 一時保育

保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭、リフレッシュなどを行う時に、子どもの一時保育を行っています。

*対象者

こども発達支援センターを利用している、未就園の子ども

*申込方法

利用前日までにこども発達支援センターへお申込みください。

*利用料金

4時間未満 500円、4時間以上 900円

14 相談窓口について

(1) 福祉課、すこやかなくらし支援室、各総合事務所及び福祉交流プラザ（福祉申請窓口）

障害のある人が日々の生活において必要とされるサービスを充実させるとともに、障害のある人一人ひとりのニーズに合わせてサービスを提供し、障害のある人が自立した生活を送るための支援を行っています。

* 相談・受付内容

- ・ 障害のある人の日常生活における福祉相談、福祉サービスの利用相談等
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付申請等
- ・ 各種福祉制度の申請、交付等

※手話通訳のできる福祉相談員を福祉課に配置しています。

（午前9時～午後4時）



ホームページはこちら

(2) 地域の相談窓口

地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談対応を行っています。来所、訪問、電話等で相談をお受けします。

* 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

名称及び所在地		連絡先及び 開設日時	担当エリア
1	地域包括支援センターたかだ 西城町3丁目6番31号 介護老人保健施設「くびきの」内	電話:025-526-1155 FAX :025-526-1157	大手町、本城町 本町3,4,5,6,7丁目 北本町1,2,3,4丁目 仲町3,4,5,6丁目 寺町2,3丁目
		開設日時:月～金 8:30～17:15	大町3,4,5丁目 西城町1,2,3,4丁目 北城町1,2,3,4丁目 東本町1,2,3,4,5丁目 幸町、栄町、新町 高土町1,2丁目
2	みんなでいきる地域包括支援センター 大貫2丁目16番23号 特別養護老人ホーム 「サンクスレルヒの森 南棟1階」内	電話:025-520-8970 FAX :025-520-8971 開設日時:月～金 8:30～17:30	金谷区、三郷区

名称及び所在地		電話番号	担当エリア
3	センター病院地域包括支援センター 南高田町6番9号 「上越地域医療センター病院」内	電話:025-527-3880 FAX :025-527-3855	南本町1,2,3丁目 南城町1,2,3,4丁目 本町1,2丁目 仲町1,2丁目 大町1,2丁目 東城町1,2,3丁目 寺町1丁目、南新町 南高田町、和田区
		開設日時:月～金 8:30～17:15	
4	高田の郷地域包括支援センター 新南町28番地3 介護老人保健施設「高田の郷」内	電話:025-521-5133 FAX :025-521-5155	新道区、諏訪区 津有区、高士区
		開設日時:月～金 8:30～17:30	
5	かすが地域包括支援センター 木田新田1丁目1番3号 「上越総合福祉センター」内	電話:025-520-5028 FAX :025-520-5026	春日区
		開設日時:月～金 8:30～17:30	
6	リボーン地域包括支援センター 下門前1910番地 有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内	電話:025-530-7802 FAX :025-530-7804	有田区
		開設日時:月～金 8:30～17:30	
7	ふもと地域包括支援センター 中央1丁目23番26号 介護医療院「えがおと虹の森ふもと」併設	電話:025-531-1502 FAX :025-543-2144	西本町1,2,3丁目 御幸町、あけぼの 四ツ屋、旭区、横町 本町、天王町、荒川町 福永町、沖見町 塩浜町、浜町、住吉町 港町1,2丁目、市之町 八千浦区、保倉区 北諏訪区
		開設日時:月～金 8:30～17:30	
8	地域包括支援センター府中会(拠点) 東雲町2丁目11番6号 ケアハウス「至徳路」内	電話:025-544-3325 FAX :025-544-3401	東雲町1,2丁目 栄町1,2丁目 新光町3丁目 五智1,2,3,4,5,6丁目 アシスト上越マンション
		開設日時:月～金 8:30～18:00	
	名立地域包括支援センター(サライト) 名立区名立大町4174番地 地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内	電話:025-520-8320 FAX :025-520-8302	五智新町、虫生岩戸 国府1,2,3,4丁目 小丸山団地、加賀町 石橋、石橋1,2丁目 谷浜・桑取区、名立区
		開設日時:月～金 8:30～17:30	

名称及び所在地		電話番号	担当エリア
9	しおさいの里地域包括支援センター 大潟くらし支援室（拠点） 大潟区犀潟 410 番地 2 特別養護老人ホーム「しおさいの里」 内	電話：025-535-1151 FAX：025-535-1157 開設日時：月～金 8:30～17:15	大潟区、頸城区
	しおさいの里地域包括支援センター 頸城くらし支援室（サライト） 頸城区百間町 636 番地 「頸城区総合事務所」内	電話：025-546-7323 FAX：025-546-7325 開設日時：月～金 8:30～17:15	
10	柿崎地域包括支援センター（拠点） 柿崎区柿崎 5548 番地 特別養護老人ホーム「よねやまの里」 内	電話：025-536-6312 FAX：025-536-4405 開設日時：月～金 8:30～17:30	柿崎区、吉川区
	吉川地域包括支援センター（サライト） 吉川区原之町 1819 番地 1 特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわ の里」隣	電話：025-548-3030 FAX：025-548-3377 開設日時：月～金 8:30～17:30	
11	浦川原地域包括支援センター（拠点） 浦川原区顕聖寺 242 番地 2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内	電話：025-599-3872 FAX：025-599-3873 開設日時：月～金 8:30～17:30	浦川原区、安塚区 大島区、牧区
	安塚地域包括支援センター（サライト） 安塚区安塚 2549 番地 5 「安塚やすらぎ荘」内	電話：025-592-3033 FAX：025-592-3060 開設日時：月～金 8:30～17:30	
	大島地域包括支援センター（サライト） 大島区岡 3388 番地 1 「大島地区公民館」内	電話：025-594-7109 FAX：025-594-7110 開設日時：月～金 8:30～17:30	
	牧地域包括支援センター（サライト） 牧区大月 252 番地 特別養護老人ホーム「沖見の里」内	電話：025-529-3181 FAX：025-533-6531 開設日時：月～金 8:30～17:30	

名称及び所在地		電話番号	担当エリア
12	上越あたご地域包括支援センター三和 (拠点) 三和区井ノ口 444 番地 「三和区総合事務所」内	電話:025-530-7581 FAX :025-530-7582 開設日時:月～金 8:30～17:30	三和区、中郷区 板倉区、清里区
	上越あたご地域包括支援センター中郷 (サライト) 中郷区二本木 1959 番地 4 「中郷保健相談センター」内	電話:0255-74-2355 FAX :0255-74-2633 開設日時:月～金 8:30～17:30	
	上越あたご地域包括支援センター板倉 (サライト) 板倉区針 722 番地 1 「板倉区総合事務所」内	電話:0255-78-7531 FAX :0255-78-7532 開設日時:月～金 8:30～17:30	
	上越あたご地域包括支援センター清里 (サライト) 清里区荒牧 18 番地 「清里区総合事務所」内	電話:025-530-7612 FAX :025-530-7613 開設日時:月～金 8:30～17:30	

(3) 市内の相談支援事業所

障害のある人の相談対応を行うほか、福祉サービスの利用支援を行っています。

来所、訪問、電話等でいつでも相談をお受けします。

・指定事業所

No.	事業所(施設)名	区分				住所・連絡先	開設日・開設時間
		一般(地域移行)	一般(地域定着)	特定	障害児		
1	上越障害者相談支援事業所	○	○	○	○	上越市木田新田 1-1-3 TEL 025-526-1655 FAX 025-520-9033	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
2	障害児(者)相談支援センターかなや	○	○	○	○	上越市大字下馬場 576-78 TEL 025-522-3208 FAX 025-530-7117	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
3	相談センター さくら	○	○	○	○	上越市寺町 2-20-1 上越市福祉交流プラザ内 TEL 025-538-9087 FAX 025-538-9051	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分

No.	事業所(施設)名	区分				住所・連絡先	開設日・開設時間
		一般 (地域移行)	一般 (地域定着)	特定	障害児		
4	地域活動支援センター つくしセンター	○	○	○	○	上越市高土町 3-2-12 TEL 025-521-2860 FAX 025-521-2861	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
5	夕映えの郷	○	○	○		上越市大潟区犀潟 410-5 TEL 025-534-3100 FAX 025-534-6113	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
6	みんなでいきる相談センター	○	○	○	○	上越市石橋 2-3-29 ぱれっと内 TEL 025-546-7984 FAX 025-544-3367	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
7	相談支援事業所 サポートおおすぎ			○	○	上越市浦川原区虫川 818 TEL 025-599-2881 FAX 025-595-3502	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 5 時
8	相談支援センターWITH	○	○	○	○	上越市五智 2-14-22 TEL 025-520-5081 FAX 025-520-7214	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 30 分
9	センター病院 相談支援事業所	○	○	○	○	上越市南高田町 6-9 TEL 025-549-2011 FAX 025-549-2011	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
10	相談支援事業所 やまびこ			○	○	上越市三和区 井ノ口 806-1 TEL 025-532-4332 FAX 025-532-4337	月曜日～金曜日 (祝日、8月13～15日、 年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
11	上越相談支援ネットワー ク	○	○	○		上越市寺町 2-20-1 上越市福祉交流プラザ内 TEL 025-524-7500 FAX 025-538-8598	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
12	相談支援事業所 もくれん			○	○	上越市新光町 3-11-13 TEL 025-531-0650 FAX 025-531-0651	月曜日～金曜日 (祝日、法人規定による 休日を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 00 分
13	相談支援事業所 あおぞら			○	○	上越市岩木 318-1 メゾン K&K 101 号室 TEL 080-2011-6688 FAX 025-526-5625	月曜日～金曜日 (祝日、8月13～16日、 年末年始を除く) 午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 00 分
14	相談支援事業所 また明日			○	○	上越市本町 5-5-9 TEL 025-530-7228 FAX 025-522-8132	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 30 分

(4) 上越市成年後見制度利用助成事業

(問合せ：福祉課)



ホームページはこちら

障害のある人の人権や財産を守るための成年後見制度の利用にあたり、必要となる経費を負担することが困難な人に対して助成を実施しています。

* 事業内容

①助成対象者：次のいずれかに該当する成年後見等開始審判を受けた人

- ・生活保護法により保護を受けている人
- ・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付を受けている人
- ・次に掲げる要件のいずれにも該当する人

- (1) 本市に住所を有すること
- (2) 成年被後見人等及び成年被後見人等と同一の世帯に属する全ての人の市民税が課税されていないこと
- (3) 成年被後見人等の現金及び預貯金の総額が100万円以下であること
- (4) 親族等の被扶養者でないこと (※税制上の扶養)

- ・上記に規定する成年被後見人の配偶者又は4親等以内でない成年後見人等

②助成経費

- ・成年後見等開始審判の申立てに要する費用
- ・民法第862条に規定する報酬（家庭裁判所が審判した成年後見人等に対する報酬）等

(5) 家庭児童相談

(問合せ：こども家庭センター)

家庭児童相談員が、18歳未満の子どもの虐待や子育ての悩みについて、相談を受け付けます。

*相談時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

(6) すこやかな子どもの育ち総合相談

(問合せ：こども家庭センター)

「身体的・情緒的・知的などの面で子どもの発達に特性がある場合」や「家庭内に複合的な課題があり、子どもに影響がある場合」など、子どものすこやかな育ちに関連した課題について、社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士、相談員などの専門職員が不安や悩みの相談を受け付けます。

*相談時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

(7) 上越市障害者虐待対応窓口

(問合せ：すこやかなくらし支援室)

社会福祉士、保健師等が障害者虐待に関する相談を受け付けます。

*相談時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

*対象者：障害のある人

15 地域生活支援拠点等について

(1) 地域生活支援拠点等の概要

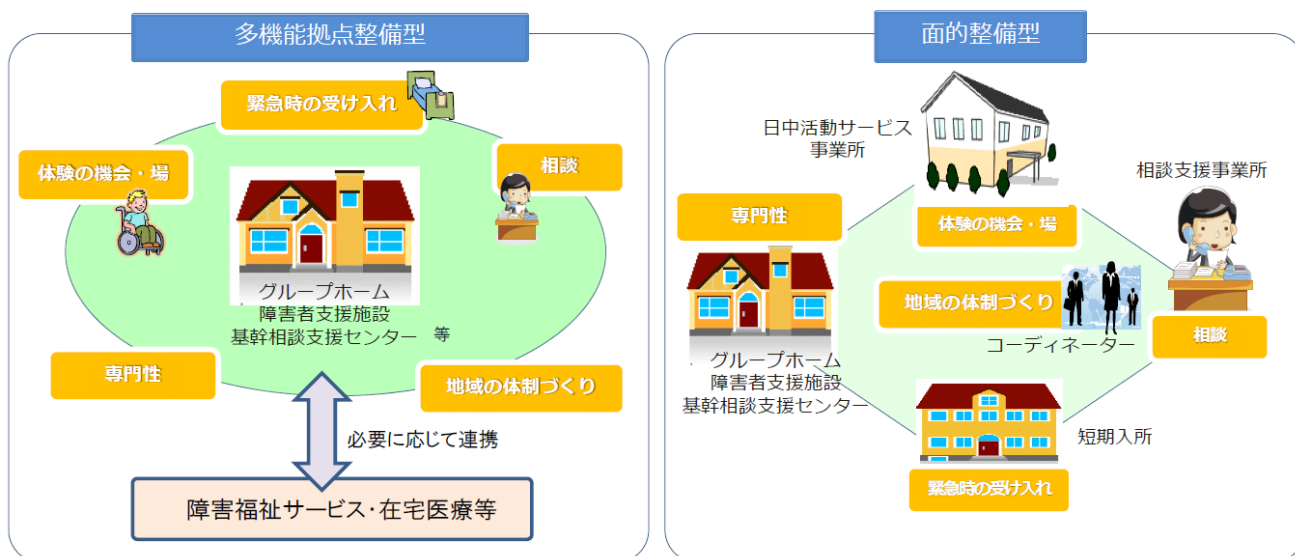
障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、原則、①「相談」、②「緊急時の受入・対応」、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた事業所です。

(2) 地域生活支援拠点等運営事業者

現在、地域生活支援拠点等運営事業者として、4つの法人を指定しています。

	法人名	担当区域	拠点等の種類	機能確保のための他法人との連携
1	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	全市域	面的整備型 ※複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する	無
2	社会福祉法人 上越福祉会			
3	特定非営利活動法人 大杉の里			
4	社会福祉法人 みんなでいきる			

【地域生活支援拠点等の種類（イメージ）】



※ 『「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」行政説明資料』（厚生労働省）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>) を加工して
当市で作成

各運営事業者において、①「相談」、②「緊急時の受入・対応」、③「体験の機会・場」の機能を担う事業所は、次のとおりです。

1 社会福祉法人上越市社会福祉協議会

拠点等の機能を担う事業所	①相談	名称	指定特定相談支援事業所 上越障害者相談支援事業所
		連絡先	025-526-1655
		所在地	上越市木田新田 1-1-3
		営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
		備考	介護者の事故や急病等の緊急時に、スムーズな対応ができるよう、利用が想定される場合は可能な限り事前登録をお願いします。
	②緊急時の受入・対応	名称	短期入所施設 安塚やすらぎ荘ショートステイ 他
		連絡先	025-592-3002
		所在地	上越市安塚区安塚 2549-5
		備考	安塚やすらぎ荘ショートステイ含め、法人が運営する短期入所事業所で、原則として法人の短期入所利用実績のある方の緊急時の受入れを行います。利用実績のない方については、状況把握に努めながら受入れの判断をさせていただきます。
	③体験の機会・場	名称	就労支援事業所 ふれんどり～ミルはまなす 他
		連絡先	025-536-6200
		所在地	上越市柿崎区柿崎 6406
		営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8時30分～16時30分 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く。土日祝日に行事開催の場合は営業日とする
		備考	ふれんどり～ミルはまなすを含め、当法人が運営する事業所で体験の受入れを行っています。定員に達した場合などは、受入れができない可能性がありますので、利用の際は必ず事前連絡をお願いします。

2 社会福祉法人上越福祉会

拠点等の機能を担う事業所	①相談	名称	指定特定相談支援事業所 障害児(者)相談支援センターかなや
		連絡先	025-522-3208
		所在地	上越市大字下馬場 576-78
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分 ※祝日及び12月31日から1月3日を除く
		備考	緊急時とは、虐待や介護者の急病等による不在等を想定しています。出来るだけ事前にケースの把握に努めたいと考えています。
	②緊急時の受入・対応	名称	短期入所事業所 かなやの里更生園(他3事業所)
		連絡先	025-522-1961
		所在地	上越市大字下馬場 576-78
		備考	定員に達した場合などは、受け入れが出来ない可能性がありますので、利用の際は必ず事前連絡をお願いします。ご利用者の希望や障がい特性に応じて、法人内4つの短期入所事業所での受け入れを調整します。
	③体験の機会・場	名称	共同生活援助事業所 ホームかみなかだ 他
		連絡先	025-522-1961
		所在地	上越市大字下馬場 576-78
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分 ※祝日及び12月31日から1月3日を除く
		備考	定員に達した場合などは、受け入れが出来ない可能性がありますので、利用の際は必ず事前連絡をお願いします。共同生活援助事業所、生活介護事業所、就労継続支援事業所で体験ができ、ご利用者の希望や障がい特性に応じて、法人内の事業所で受け入れを調整します。

3 特定非営利活動法人大杉の里

拠点等の機能を担う事業所	①相談	名称	相談支援事業所サポートおおすぎ
		連絡先	025-599-2881 【緊急時：080-5910-7368】
		所在地	上越市浦川原区虫川 818
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 9時～17時 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
		備考	「積極的アウトリーチ支援」を基本に地域の様々な福祉需要にきめ細やかに対応しています。
	②緊急時の受入・対応	名称	グループホームとなりぐみ
		連絡先	025-594-7200
		所在地	上越市浦川原区有島 96-2
	③体験の機会・場	備考	緊急の要件は「本人・家族が緊急と考えるもの」とし原則2泊を上限とします。緊急受け入れ後は各機関と連携を図り、今後の対応を検討します。
		名称	グループホームいわい 他
		連絡先	025-512-5740
		所在地	上越市吉川区河沢 633 番地
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 9時～17時 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
	備考	食事は三食。「お弁当」も作ります。近所のお母さんが作ってくれる家庭料理が自慢です。夜も宿直がいます。皆さんがいるときは必ず職員がいる体制となっています。また、「ワークセンターおおすぎのさと（就労継続支援B型事業所）」でも体験の受入れを行っています。	

4 社会福祉法人みんなでききる

拠点等の機能を担う事業所	① 相談	名称	みんなでききる相談センター
		連絡先	025-546-7984
		所在地	上越市石橋 2-3-29
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
		備考	緊急時とは、虐待や介護者の急病等による想定外の事態から通常の支援が困難な状況を想定しています。地域定着支援の実施、緊急支援シートの作成や活用、緊急受入先との情報共有を行うなど、可能な限りご利用者の全体像の事前把握に努めます。
	② 緊急時の受入・対応	名称	短期入所事業所 ふあん
		連絡先	025-545-5188
		所在地	上越市石橋 2-3-31
		備考	ご利用者の特性等を可能な限り事前に把握した上で受入れを行うため、事前登録制（契約）を基本とします。ただし通常時の利用がない、短期入所の支給決定のない方等でも可能な限り受け入れを行いますので、ご相談ください。
	③ 体験の機会・場	名称	共同生活援助事業所ふぁみりあ 他
		連絡先	025-546-7964
		所在地	上越市石橋 2-3-29
		営業日・営業時間	月曜日から金曜日 8時30分～16時30分 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
		備考	効果的な体験となるよう、希望する生活やご本人の目標などをご本人及び担当の相談支援専門員と共有し、体験利用を通してのアセスメントを実施します。

16 就労支援について

(1) 障がい者就業・生活支援センターさくら



新潟県
ホームページ

地域で安心して働き続け、自立した生活を送るために関係機関と連携して支援します。

- *対象者：障害のある人、病気や事故による後遺症のある人、難病の人など（手帳の有無は問いません）
- *支援内容：就業及び日常生活上の相談に応じます。窓口や電話での相談はもとより、職場訪問等により支援を行います。
- *連絡先：上越市福祉交流プラザ内
上越市寺町2-20-1
TEL 025-538-9087
FAX 025-538-9051
E-mail scsakura@joetsu.ne.jp
- *開所時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、お盆、年末年始を除く)

(2) 障害のある人のための職業相談



厚生労働省新潟労働局
職業安定部ホームページ

お仕事を探されている人は、ハローワークにご相談ください。

- ①ハローワーク上越では、障害がある人の相談を専門とする担当者を配置し、お仕事探しの相談、紹介、就職後のフォローアップなどを行います。
また、必要に応じて、障害者支援機関と連携した支援を行います。
- ②働くうえでの条件（仕事内容や就業時間、休日など）を確認し、求人検索や求人情報の提供を行います。

問合せ先：ハローワーク上越（上越公共職業安定所）
上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内
電話 025-523-6121（部門コード42#）
FAX 025-524-1149

相談時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

17 資金の貸付・助成制度について

(1) 生活福祉資金の貸付 (問合せ：上越市社会福祉協議会本所及び各支所)

障害のある人の世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るために資金の貸付を行います。

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる資金を貸し付けます。

※貸付には一定の条件がありますので、詳細についてはお問合せください。

資金種類		貸付上限額	据置期間	返済期間	貸付利子連帯保証人
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	20年以内	原則連帯保証人を立てる(立てる場合は貸付利子は無利子)連帯保証人を立てられない場合でも貸付を受けることができる(貸付利子は据置期間経過後年1.5%)ただし申込者が65才以上の場合は必ず必要(生活保護世帯を除く)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～580万円(技能習得期間によって異なる)		8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ※療養期間は、原則1年以内の場合	170万円		5年以内	
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ※当該経費を負担することが困難であると認められる期間が、原則として1年以内の場合	170万円		5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内	

資金種類		貸付上限額	据置期間	返済期間	貸付 利子 連帯 保証人
福祉費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円	〃	3年以内	〃
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費				
	就職、技能習得等の支度に必要な経費				
	その他日常生活上一時的に必要な経費				
緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円	貸付の日から2か月以内	12か月以内	・無利子 ・連帯保証人不要

その他

- ・総合支援資金（失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労・家計指導等）と生活及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる低所得世帯に貸し付ける資金）
- ・教育支援資金（低所得世帯に対し教育支援費・就学支度費を貸し付ける資金）
- ・不動産担保型生活資金（低所得、要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸し付ける資金）

※緊急小口資金と総合支援資金の貸付に際しては、原則として法に基づく生活困窮者自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの継続的な支援を受けることに同意していることを要件としています。



18 税金の免除、軽減について

障害のある人及び障害のある人を税法上の控除対象配偶者・扶養親族として
いる人に対し、税法上の優遇措置が設けられています。

※控除額等の詳細については各窓口へお問い合わせください。

種 類	内 容	控 除 額 等	窓 口
所 得 税	障害者控除（特別障害者） ・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	本人・扶養とも 40 万円 (扶養が同居の場合 35 万円加算)	高田税務署 025-523-4171 (自動音声案内「1」)
	障害者控除 ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳「B」 ・精神障害者保健福祉手帳 2、3 級	本人・扶養とも 27 万円	
市 民 税 県 民 税	本人が障害者の場合、合計所得金額が 135 万円まで非課税		市役所税務課 又は 各総合事務所
	障害者控除（特別障害者） (所得税に同じ)	本人・扶養とも 30 万円 (扶養が同居の場合 23 万円加算)	
	障害者控除 (所得税に同じ)	本人・扶養とも 26 万円	
自 動 車 税 (種別割)	障害者の利用に供される自動車に係る 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車 税（種別割・環境性能割） (減免対象となる障害及び減免対象自 動車については次ページ参照)	43,500 円又は 45,000 円 (総排気量 2.0 ℓ 超 2.5 ℓ 以下の自家用乗 用車の税率相当額) を 上限として減免	P68 (■問合せ) 参照
自 動 車 税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)		取得価額（上限：250 万円) に税率を乗じて 得た額を減免	
軽自動車税 (種別割)		全額減免	
個人事業税	視力に重度の障害のある人(両眼の視力 が 0.06 以下の人)が行うあんま、はり、 きゅう等の医業に類する事業	非 課 税	上越地域振興局 県税部
ゴルフ場利用税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳等の交付を受けている人	非 課 税	各ゴルフ場
贈 与 税	特定障害者を受益者として、信託会社な ど、「特定障害者扶養信託契約」を締結 した人	信託受益権の価額が 6,000 万円又は 3,000 万円まで非課税	信託会社の 営業所
相 続 税	障害者控除（特別障害者） (所得税に同じ)	20 万円×相続開始か ら 85 歳に達するまで の年数	高田税務署 025-523-4171 (自動音声案内「1」)
	障害者控除 (所得税に同じ)	10 万円×相続開始か ら 85 歳に達するまで の年数	
固定資産税	バリアフリー改修を行った住宅の固定 資産税の減額	税額の 3 分の 1 を減額 (上限 100 ㎡まで)	市役所税務課 又は 各総合事務所

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）に係る減免

■ 対象となる方

1 障害者の範囲

《本人運転の場合》

区別 / 級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		■					
聴覚障害			■				
平衡機能障害				■			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害				■	喉頭摘出に限る		
上肢不自由		■					
下肢不自由		■					※注
体幹不自由		■				■	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	■					
	移動機能	■					
心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、小腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害		■		■			
肝臓機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		■					

※注「下肢不自由7級」が2つ以上ある場合は「下肢不自由6級」相当とする。

《家族運転・介護者運転の場合》

区別 / 級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		■					
聴覚障害			■				
平衡機能障害				■			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害				■	喉頭摘出に限る		
上肢不自由		■					
下肢不自由		■					
体幹不自由		■					
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	■					
	移動機能	■					
心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、小腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害		■		■			
肝臓機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		■					
知的障害		療育手帳「A」					
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人で自立支援医療（精神）受給者証の交付を受けている人（ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は医師の通院証明書で代用できる）					

2 対象となる車両

- ① 納税義務者が身体障害者本人である車両
 ※ただし、家族運転の場合で、身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者においては、生計を一にする方が納税義務者の場合も含まれます。
- ② 車検証に「自家用」と記載されているものに限り、1台に限り、1台に限り、1台に限り。
- ③ 減免は、身体等に障害のある人一人につき、1台に限り、1台に限り、1台に限り。

3 対象車両の利用状況

	運転者	利用頻度
本人運転	身体障害者が自ら運転	
※家族運転	身体障害者等と生計を一にする人が運転	4月1日(新たに自動車を取得する場合は、登録の日)以降6か月以上継続して、かつ週1日以上又は月4日以上の使用
※介護者運転	単身または、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する人が運転	4月1日(新たに自動車を取得する場合は、登録の日)以降1年以上継続して、かつ週3日以上の使用

※もっぱら障害者の通院、通学、通所、施設からの帰省又は生業(以下「通院・通学等」という。)の利用に供するためのものに限り、1台に限り、1台に限り、1台に限り。

■ 減免申請時の必要書類

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(複数所持している場合はその全て)(手帳の交付日が4月1日以降の場合は、手帳申請時に市に提出している診断書の写し)
- ・自立支援医療受給者証(精神障害の場合のみ)
- ・車検証(電子車検証の場合は、「電子車検証」及び「自動車検査証記録事項」)
- ・運転免許証(家族運転・介護者運転の場合は、運転される方の運転免許証)
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

上越市役所福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザにて発行しています。ただし、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、上越地域振興局健康福祉環境部で申請手続きをしてください。

- *上記のほかに、家族運転の際は
 - ・同一生計証明書
 - ・通院・通学等の利用状況の証明書
- 介護者運転の際は
 - ・常時介護証明書
 - ・通院・通学等の利用状況の証明書

※ 軽自動車税(種別割)の減免については、同一生計証明書は不要です。上記の必要書類と通院・通学等の利用状況の証明書をお持ちになり、税務課又は各総合事務所の窓口へお越しください。

「同一生計・常時介護証明書」の申請の際に必要な書類

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・通院・通学等の利用状況の証明書(利用日数及び期間の記載のある医師・学校長等の証明書)
- ・運転免許証
- ・車検証(電子車検証の場合は、「電子車検証」及び「自動車検査証記録事項」)(新車購入の場合を除く)

■ 減免申請の時期

① 自動車税(種別割)について

新規に自動車等を購入する場合は登録時に長岡自動車協会へ申請してください。

以前より所有している場合は4月1日から納期限までの間に上越地域振興局県税部へ申請してください。

② 軽自動車税(種別割)について

毎年4月1日に課税をし、年度途中での課税は行わないため、3月下旬から納期限7日前までの間を申請期間としています。※減免を希望される方は、毎年必ず申請を行う必要があります。

■ 問合せ

自動車税(種別割) : 上越地域振興局 県税部収税課 TEL 025-526-9311 FAX 025-526-9352
 軽自動車税(種別割) : 上越市役所 税務課 TEL 025-520-5649 FAX 025-526-6114
 自動車税・軽自動車税(環境性能割) : (一財)長岡自動車協会 TEL 0258-22-1134



自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)
 新潟県ホームページ



軽自動車税(種別割)
 上越市ホームページ

19 その他の福祉制度について



ホームページはこちら

(1) NHK 放送受信料の減免

免除の種類 手帳の種類	全額免除 障害のある人を世帯員に 有する場合	半額免除 障害のある人が世帯主の場合
身体障害者 手帳	・世帯員全員が市町村民税 非課税の世帯	・世帯主が視覚又は聴覚に障害のある人 ・世帯主が重度（1、2級）の障害のある人
療育手帳	・世帯員全員が市町村民税 非課税の世帯	・世帯主が重度（A判定）の障害の ある人
精神障害者 保健福祉手帳	・世帯員全員が市町村民税 非課税の世帯	・世帯主が重度（1級）の障害の ある人

* 申請に必要なもの 申請書、障害者手帳、印鑑

(2) 駐車禁止除外指定車標章の交付 (問合せ：警察署交通課)

標章を受けると公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。

対 象 者			
身体障害者手帳			
視覚障害	1級～4級	心臓、じん臓、呼吸器、 小腸、ぼうこう又は直腸 機能障害	1級、3級
聴覚障害	2級、3級		
平衡機能障害	3級		
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2	免疫機能障害	1級～3級
下肢不自由	1級～4級	肝臓機能障害	1級～3級
体幹不自由	1級～3級		
運動機能障害（上肢）	1級、2級（一上肢のみに運 動機能障害がある場合を除く）		
運動機能障害（移動）	1級～4級		
		療育手帳	
		「A」	
		精神障害者保健福祉手帳	
		1級	

* 申請窓口：住所地を管轄する各警察署の交通課

（上越警察署：TEL 025-521-0110）

（妙高警察署：TEL 0255-72-0110）



新潟県警察
ホームページ

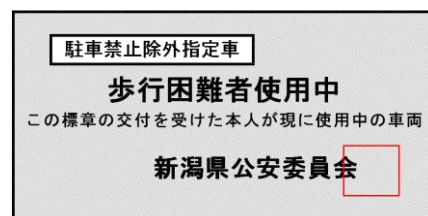
* 申請に必要なもの

申請書、身体障害者手帳等とその写し、住民票（3か月以内に交付され、障害のある人の住所・氏名が記載されており、個人番号が省略されているもの）

・障害のある人以外の方が代理申請する場合には、申請資格や必要書類がありますので、管轄する警察署の交通課に事前にお問い合わせください。

※駐車禁止除外指定車標章使用時の注意事項

- （1）標章を使用して駐車することができるのは、標章の交付を受けた人が、当該車両を運転若しくは同乗する場合に限りです。
- （2）標章を貸与したり、譲渡したりすると、新潟県公安委員会から当該標章の返納を命ぜられることがあります。
- （3）運転者が車両を離れるときには、標章と「運転者の連絡先又は用務先」を記載した書面の掲示が必要です。



(3) 新潟県おもいやり駐車場制度

(問合せ：新潟県障害福祉課)



新潟県
ホームページ

利用証の交付を受けると、おもいやり駐車場の案内表示がある駐車スペースに駐車が可能となります。

＊対象者：下記基準に該当する人で、かつ歩行が困難又は歩行に配慮が必要な人

身体障害者		知的障害者
身体障害者手帳	視覚障害	4級以上
	平衡機能障害	5級以上
	上肢不自由	2級以上
	下肢不自由	6級以上
	体幹不自由	5級以上
	運動機能障害（上肢）	2級以上
	運動機能障害（移動）	6級以上
その他内部機能障害等	4級以上	
療育手帳所持者		
精神障害者		
精神障害者保健福祉手帳 2級以上		
難病患者		
特定医療費（指定難病）受給者 特定疾病医療受給者		
発達障害のある人 高齢者 妊産婦 その他けが人又は病気等の人	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた人 介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の人 原則として妊娠7か月から産後1年半までの人 その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる人	

＊申請書設置窓口：福祉課、高齢者支援課、こども課、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）、南・北出張所、各総合事務所、上越地域振興局健康福祉環境部

＊問合せ：新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係（福祉のまちづくり担当）TEL 025-280-5211

＊申請に必要なもの：申請書、身体障害者手帳等の写し

※有効期限は、利用証に記載されている年月の月末までです。

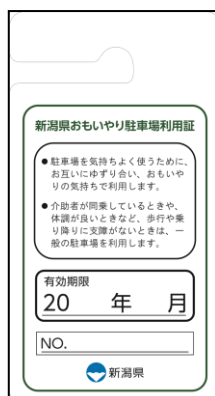
※申請をいただいてから、新潟県から利用証が届くまで1か月程度かかります。

※有効期限の月の前の月から更新手続きができます（新潟県から更新手続きの案内はありませんのでご注意ください）。

【おもいやり駐車場プレート】

表面

裏面



この看板が目印です。

車のルームミラーにかけてご利用ください。



(4) 福祉バス運行事業



ホームページはこちら

一般の交通機関を利用することが困難な身体・知的・精神に障害のある人の交通手段の一助として、福祉バス「ふれあい」・「フレンド」を運行しています。

*利用人数：「ふれあい」11人以上・「フレンド」6人以上

区 分	用 途	乗 車 定 員(運転手除く)
ふれあい	リフト付福祉バス	36人(車椅子2台分含む)
フレンド	リフト付福祉バス	22人(車椅子2台分含む)

*対 象 者：障害者団体、福祉施設など

*利用料金：走行距離に応じて負担していただきます。

(1km当たり：ふれあい40円、フレンド20円)

また、高速道路や有料道路の通行料金及び駐車料金等は利用者の負担となります。

*申込方法：事前に予約が必要です。福祉課までお問合せください。
なお、申込み多数の場合は調整します。

(5) 有料道路の通行料金割引

内 容	対 象 者
本人が有料道路を利用する際の通行料金が割引されます。 (50%以内) [営業用は除く]	本人運転…身体障害者手帳所持者 介護者運転…身体障害者手帳 第1種、療育手帳A所持者

*申請に必要なもの

・申請書 ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・免許証(本人運転のみ)

<ETC ご利用の場合は上記の他に>

・車検証(電子車検証の場合は「電子車検証」及び「自動車検査証記録事項」)

※所有者、使用者の名称欄に法人名が記載されているものは対象外

・ETCカード(障害者本人名義) ・ETC車載器セットアップ証明書

※住所や使用車両の変更等の手続きの場合も上記の書類等が必要になります。

※軽トラックは割引対象になりません。

※有効期限の2か月前から更新手続きができます。

※車を所有していない人も申請可能です。

(6) 旅客鉄道運賃の割引

*利用できる人及び内容（JRの場合）

対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人	割引率
第1種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	単独で利用する場合 (片道100kmを超える場合のみ)	本人	50%
		介護人と共に利用する場合	本人、介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人、介護人 〔小学生の定期乗車券 は割引されません〕	
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人、介護人	
	普通急行券	介護人と共に利用する場合		
第2種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	単独で利用する場合 (片道100kmを超える場合のみ)	本人	
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	介護人 〔小学生の定期乗車券 は割引されません〕	
JRが指定する福祉施設の入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人	
		介護人と共に利用する場合	本人、介護人	

(注) 割引となる介護人は障害のある人1人につき1人が限度です。

*乗車券の購入方法

各駅の乗車券発売窓口には身体障害者手帳又は療育手帳を提示して乗車券を購入します。

*えちごトキめき鉄道、北越急行（ほくほく線）

対象者	割引となる人	割引率
第1種 身体障害者 知的障害者 精神障害者 1級	本人、介護人1人	50%
第2種 身体障害者 知的障害者 精神障害者 2、3級	本人	

*その他、鉄道会社毎に割引制度があります。

(7) ハイヤー・タクシーの運賃割引

ハイヤー・タクシーを利用する場合には、運賃が割引されます。

*割引の内容

対象者	割引の対象区間	割引率
・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 (※)	対象者本人が乗車した区間	10%

※精神障害者保健福祉手帳所持者への割引は、一部の事業所で実施しています。

*割引運賃にタクシー利用券を利用することも可能です。

(8) 福祉有償運送

タクシー等の公共の交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されず、身体に障害のある人や要介護者等の移送が確保されていない場合に、NPO法人等が会員に対して、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

*対象者

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な以下の人です。

- ・身体障害者手帳所持者
- ・要介護認定者
- ・要支援認定者
- ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する人

*利用条件

- ・実施主体の旅客名簿に登載(会員登録)されていること
- ・当分の間は運送の発地又は着地のいずれかが、運送を行う実施事業者の事務所がある区域内となっています。

*市内実施事業者

(R6.4 現在)

実施事業者名	電話番号
NPO法人 NPO 雪のふるさと安塚 (安塚区)	025-592-2004
NPO法人 三和区振興会 (三和区)	025-529-2345
NPO法人 スキップ (合併前上越市)	025-523-8879
社会福祉法人 上越福祉会かなやの里更生園 (合併前上越市)	025-522-1961
NPO法人 ギフテッド (合併前上越市) (※)	025-542-9129

※利用者は、NPO法人ギフテッドが提供する児童発達支援事業利用者又は、放課後等デイサービス利用者に限る。

(9) バス運賃の割引

国内の定期バス路線（高速バス含む）を利用する場合には、運賃が割引されます。

*利用できる人及び内容

対象者	乗車券種類	割引となる人		割引率	
		本人	介護人		
身体・知的	・第1種 身体障害者	普通券	○	○	50%
	・第1種 知的障害者	定期券	○	○	30%
	・児童福祉施設の 入所児	普通券(小学生以下)	○	○	50%
		定期券(小学生以下)	×	○	30%
	・第2種身体障害者 (2、3級)	普通券	○	○	50%
		定期券	○	○	30%
		普通券(小学生以下)	○	○	50%
		定期券(小学生以下)	×	○	30%
	・第2種身体障害者 (4～6級) ・第2種知的障害者	普通券	○	×	50%
		定期券	○	×	30%
		普通券(小学生以下)	○	○	50%
		定期券(小学生以下)	×	○	30%
精神	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (1～3級)	普通券	○	×	50%
		定期券	○	×	30%
		普通券(小学生以下)	○	×	50%
		定期券(小学生以下)	×	×	—

(注) 1 第1種身体障害者又は第1種知的障害者については旅客鉄道運賃割引の障害区分(P73)と同じ。

(注) 2 精神障害者保健福祉手帳所持者については、県外高速バスの割引はありません。

※手帳に写真が貼付されていない場合は、割引が受けられませんので、写真の貼付を希望される場合は福祉課へ申請してください。

*利用方法

定期乗車券は、身体障害者手帳等を提示し購入します。現金乗車の場合は、料金支払時に身体障害者手帳等の写真が貼付されたページを開いて乗務員に提示します。

※バス運賃の割引内容については、バス事業者によって異なる場合がありますので、県外等へ行かれる場合には乗車前にご確認ください。

(10) 航空運賃の割引

国内各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、運賃が割引されます。

*利用できる人及び内容

対象者	利用形態	割引となる人	割引率
・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	単独で利用する場合	本人	航空会社により異なる
	介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人	

(注) 1 12歳未満の人は割引されません。

2 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。

*航空券の購入方法

航空券販売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示して航空券を購入します。

(11) 旅客船運賃の割引

(問合せ：佐渡汽船予約センター TEL：025-245-6122

FAX：025-241-8218 メール：yoyaku@sadokisen.com)

佐渡汽船の旅客航路を利用する場合には、運賃が割引されます。

*利用できる人及び内容

対象者	利用形態	割引となる人	割引率
第1種身体障害者 第1種知的障害者	単独で利用する場合	本人	佐渡汽船はカーフェリー2等及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)
精神障害者1級	介護人と共に利用する場合	本人、介護人 (視覚及び聴覚障害のある人の場合は通訳・介助員)	佐渡汽船はカーフェリー全等級及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)
第2種身体障害者 第2種知的障害者 精神障害者 2級・3級	—	本人	佐渡汽船はカーフェリー2等及びジェットフォイル運賃50% (燃料油価格変動調整金の加算があります)

(注) 第1種身体障害者又は第1種知的障害者については旅客鉄道運賃割引の障害区分(P73)と同じ。

*乗船券の購入方法

乗船券発売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示して乗船券を購入します。(紙形式の手帳の他、カード形式、スマートフォンアプリ等の形式での提示も可能です。)

※他の船舶運航事業者については事業者へお問合せください。

(12) 郵便料金の割引

*対象郵便物及び割引

指定施設の発受する点字郵便物及び視覚障害者用録音郵便物(3kgまで)が無料になります。その他、ゆうパック等の料金割引があります。

(13) NTT電話番号案内料金の無料取扱(ふれあい案内)

(問合せ: NTTフリーダイヤル TEL 0120-104174 FAX 0120-104134)

内 容	対 象 者
視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。(利用には、事前に登録が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～6級 ・肢体不自由 1～2級 (上肢、体幹、脳原性運動機能障害) ・聴覚障害 2～6級 ・音声、言語、そしゃく機能 3～4級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者

(14) 「NET119」・「FAX119」の登録

(問合せ: 上越地域消防局 指令統制課

TEL 025-545-0228 FAX 025-545-0233)



上越地域消防事務組合
ホームページ

内 容	対 象 者
<p>聴覚又は、言語機能に障害等のある人が火災・救急等の緊急通報を行うための通報手段です。ご利用いただくには、事前登録が必要です。</p> <p>【NET119】 全国どこからでも、スマートフォンや携帯電話を使って、簡単な画面操作で緊急通報が行えるシステムです。</p> <p>【FAX119】 必要事項を記載した用紙をFAXにセットし、「119」番へ発信します。</p> <p>※お使いのFAXの機種によっては、対応できない場合がありますので、回線業者または販売店にご確認ください。</p>	<p>上越市・妙高市に在住又は、通勤・通学し、聴覚又は言語機能に障害等がある人</p> <p>※障害者手帳の交付を受けている必要はありません</p>

* 登録方法

届出用紙等に必要事項を記入し、上越市福祉課又は消防局指令統制課へ提出してください。届出用紙はどちらにもあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

(15) スマートフォン・携帯電話サービスの割引 (申込み先: 各社取扱店)

対 象 者	対 象 機 種	割 引 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳の所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ ・a u ・ソフトバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料 ・付加機能使用料 ※割引率は各社にお問合せください

(16) 施設の使用料等減免取扱い (問合せ：各施設)



ホームページはこちら

下記の施設の使用料・入館料等がおおむね半額となります。

減免を受けようとする場合は、手帳の提示が必要です(スマートフォンアプリ(ミライロID)の提示も可能です)。

対象者	施設名		電話	施設名		電話
	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 身体障害者手帳の等級が1~3級、療育手帳の判定がAの人については、同行する介助人のうち1人 					
対象施設	合併前上越市	くるみ家族園	025-544-7440	牧区	深山荘(浴場)	025-533-6785
		リージョンプラザ上越 (市民プール、レジャープール、 アイスアリーナ、上越科学館※)	025-544-2122		牧歴史民俗資料館	025-533-5117
		金谷山スーパーボブスレー・リフト	025-525-4295		牧体育館	025-533-5130
					牧プール	025-599-2254
		くわどり湯ったり村	025-541-2611	柿崎区	柿崎総合体育館 「かきざきドーム」	025-536-6636
		海洋フィッシングセンター	025-544-2475		柿崎屋内水泳プール	025-536-3758
		交通公園ゴーカート	025-543-5948	大潟区	上越体操場ジムリーナ	025-546-7680
		高田城三重櫓	025-524-3120		大潟体操アリーナ	025-534-5696
		日本スキー発祥記念館	025-524-3120		鶉の浜人魚館 (小学生未満無料)	025-534-6211
		水族博物館 うみがたり	025-543-2449		大潟体育センター	025-534-4552
	歴史博物館	025-524-3120	頸城区	坂口記念館	025-530-3100	
	小林古径記念美術館	025-523-8680		頸城B&G海洋センター	025-530-2310	
	総合体育館	025-525-4144	吉川区	吉川ゆったりの郷	025-548-3911	
	勤労身体障害者体育館			吉川スカイトピア 遊ランド	025-547-2221	
	高田スポーツセンター			吉川体育館	025-548-2177	
	オールシーズンプール	025-524-3130	清里区	星のふるさと館	025-528-7227	
	八千浦交流館はまぐみ	025-543-3191		清里スポーツセンター	025-528-7300	
	高田城址公園 (陸上競技場、弓道場)	025-524-6119	中郷区	中郷総合体育館	0255-74-3233	
	キューピットバレイ スキー場ゴンドラ・リフト ※障害者(児)本人のみ	025-593-2041		三和区	三和体育館	025-532-4030
	安塚B&G海洋センター	025-592-2003	三和スポーツセンター			
浦川原区	浦川原体育館	025-599-2356	名立区	シーサイドパーク名立	025-537-2121	
				うみてらす名立 ゆらら	025-531-6300	
大島区	大島多目的ホール	025-594-3900		ろばた館	025-538-2635	

※上越科学館は等級に限らず本人・介助者(1人)ともに無料です。(障害者団体も対象となります。どなたかお1人様の手帳等を提示してください)

※その他、国立・県立の施設等も利用料の免除があります。詳しくは各施設にお問合せください。

20 障害者差別解消法（平成28年4月に施行されました）

障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。障害のあるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

* 対象となる「障害のある人」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害のある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難となっている人。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

* 差別解消のための方策について

- ・市及び民間事業者^{※1}は不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ・市及び民間事業者^{※2}は、合理的配慮をしなければならない。
- ・市は、相談・紛争防止・解決のための体制整備を行う。

※1 対象となる「民間事業者」とは…目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

※2 令和3年6月4日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、努力義務から義務へ改められました。

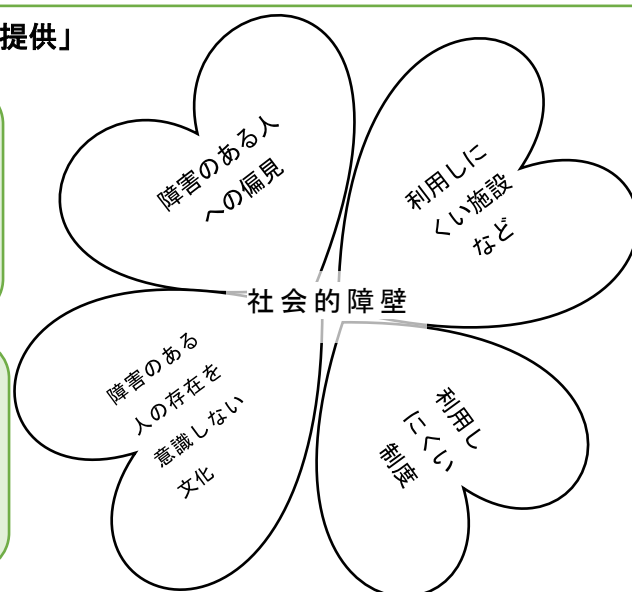
「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付けられないような条件を付けたりすること。

合理的配慮の不提供

障害のある人が何らかの配慮を求める意思表示をしたにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除くための合理的な配慮をしないこと。



* 差別をなくすためには

○ 最も大切なことは、障害をはじめ年齢や性別、言語など“自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮すること”です。

お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、お互いに支え合う社会を実現するため、次のような配慮を心がけましょう。

- ・車いすや杖の利用者などのために、出入り口にスロープを設置するなどして移動しやすくする。
- ・案内表示や文書の文字は、見やすい大きさにする。
- ・目的地をたずねられたら、分かりやすく説明してあげる。

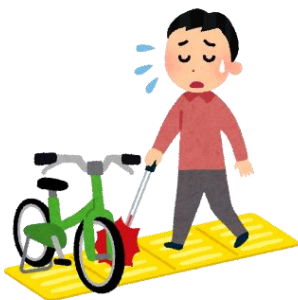
社会的な障壁を取り除くため、次のような配慮を求めることができます。



聴覚障害のある人に、筆談や手話などの音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いす利用者のために、スロープを設置するなどし、段差を解消する。



点字ブロックの上には、自転車などの障害物を置かない。



盲導犬などの役割を理解し、エサをあげるなど、邪魔になる行為をしない。



思いやり駐車場や障害者等用の駐車スペースには、必要のない人は駐車しない。



電車やバスなどでは、席を必要としている人が居たら、優先席でなくても席をゆずる。

○主な相談窓口及び電話番号

※お気軽にご相談ください

福祉課、各総合事務所：最後のページ参照

相談支援事業所等：P51～55参照

21 手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

令和3年4月1日に制定しました。

自分とは異なる特性や個性のある相手と、コミュニケーションを行うための手段は、さまざまです。市民が、手話言語をはじめ、要約筆記や点字、音訳、拡大文字、絵図・写真、イラストなどのコミュニケーション手段があることを理解し、「障害がある・ない」にかかわらず、誰もが意思や感情、考えを伝い合い、人と人がつながることができるまちであり続けたいという願いを込めた条例です。

基本となる考え方

- 「手話」は、日本語や英語とは異なる一つの「ことば」であることを理解し、「手話」を日常のコミュニケーションで使用している人がいることを認識すること
- コミュニケーション手段は、「障害がある・ない」や、個性、特性などにより、多様であることを理解すること
- 「障害がある・ない」によって差別することなくお互いの人格と個性を認め合うこと

上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話言語及び障害の特性等に
応じた多様なコミュニケーション手段の利用の
促進について、基本理念を定め、市の責務及び市
民の役割を明らかにすることにより、すべての市
民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニ
ケーションができる環境の整備を図り、もって上
越市人にやさしいまちづくり条例(平成11年上
越市条例第1号)の目指すすべての市民の基本的
人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊
かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与する
ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語
の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の動きや、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語及び日本語を手指や身体等の動きを使い、口形とともに視覚的に表現する言語をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、平易な言葉その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用される表現方法、絵図、写真、イラストその他の手段をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障

害(発達障害を含む。)、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (5) 合理的な配慮 個々の場面において、社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に行われる適切な調整及び変更であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) 人にやさしいまちづくり 上越市人にやさしいまちづくり条例第2条第1号に規定する人にやさしいまちづくりをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語及び障害の特性等に
応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 手話は、独自の体系を有する言語であること及び日常生活又は社会生活を営む上で必要とされていることを認識すること。
- (2) コミュニケーション手段は、障害の特性、障害の有無、個性等により多様であることを理解すること。
- (3) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと。

コミュニケーション手段って・・・



手話言語

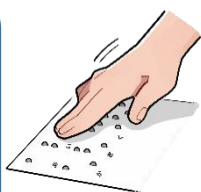
手話（手や指の動き）は、独自の文法構造があり、日本語や英語と同じように「ことば」です。相手に伝える時は、手話のほか、顔の表情や口の動きなど目（視覚）からも情報を伝えます。

要約筆記

話の内容の要点を短くまとめ、聴覚に障害がある人に文字にして伝えます。筆記通訳ともいい、会議など個人に通訳する場合は、紙などに書きます。講演会など複数の人に通訳する場合は、OHPやパソコンを使ってスクリーンに文字を映します。

点字

指先の触覚により読み取る、視覚に障害がある人の文字です。



音訳

文字や図表などの情報を音（声）にして伝えます。



（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及並びに障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び円滑な利用の促進に関する施策
 - (2) 障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるようにするための合理的な配慮を行うことについての啓発に関する施策
 - (3) 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に取り組む人材の育成に関する施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策を計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

（連携及び協働）

第6条 市及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することを通じて、人にやさしいまちづくりが推進されるよう努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

～ 伝えてみよう ～

- ・私は、聴覚障害者です。文章が苦手です。手話で話してください。
- ・私は、耳の聞こえが悪いけど、文章はわかるので、書いてください。
- ・私は、補聴器をつけているので聞こえます。大声で話さないでください。
- ・私は、視覚障害者です。見えないので、書類を代筆してください。
- ・私は、弱視なので、大きな文字で書いてください。

など

伝えていくことも大切です。自分とは異なる特性や個性がある相手の「わからない」「難しい」ことが分からないのです。お互いに相手のことを思いやり、「人にやさしいまち」になるよう心がけましょう。

22 視覚障害者用CDの貸出し（声の広報）について

（問合せ：広報対話課、福祉課）

視覚に障害のある人に、「広報上越」・「じょうえつ市議会だより」を
デジ版（CD）及び音楽CDに録音し、郵送で貸出します。

*対象者：市内に在住の視覚に障害のある人

*利用申込み：身体障害者手帳等をお持ちになり、利用申込みをして
ください。

23 活字による読書が困難な方へ

（問合せ：上越市立高田図書館

TEL：025-523-2603 FAX：025-526-6711）



上越市立図書館
ホームページ

図書館では、活字による読書が困難な方を対象にしたサービスを行っ
ています。

*録音図書などの貸出

録音図書とは、本を朗読したものをカセットテープや CD-ROM に録
音したものです。

- ・ご希望の録音図書を貸出します。利用するには、事前に登録が必要
です。詳しくは、高田図書館へご連絡ください。
- ・高田図書館で持っていない本でも、全国の点字図書館などから、
無料で取り寄せて貸出します。
- ・来館が困難な方には、無料で郵送貸出しもできます。

*対面朗読サービス

対面朗読とは、お持ちの本や資料を朗読するサービスです。

- ・朗読はボランティアの方または図書館の職員が行いますので、
ご希望の3日前までに、高田図書館へご連絡ください。
- ・場所は、高田図書館または直江津図書館です。

24 救急医療・災害時支援情報キット

（問合せ：高齢者支援課）



ホームページはこちら

ひとり暮らし高齢者等を対象に、救急医療・災害時支援情報キット
（※下記参照）を配付し、救命救急活動や避難支援に役立てます。

*対象者：①65歳以上のひとり暮らし高齢者

②指定避難所の福祉避難スペース対象者（在宅で要介護3
以上の人、視覚障害1級の人、聴覚障害2級の人）

③福祉避難所避難対象者（P84参照。情報シートの代わりに
個別避難計画を用います。）

*市で対象となる方を抽出し、救急医療・災害時支援情報キットをお届けします。

※「救急医療・災害時支援情報キット」



【概要】

かかりつけ医療機関、服薬や持病等の医療情報、緊急連絡先等を記入した情報シートを入れた筒状の容器で、冷蔵庫や非常用持出袋に保管し、救命救急活動や避難支援に役立てる。

【内容物】

- ・情報シート
- ・マグネット（冷蔵庫に貼付）
- ・ステッカー（玄関の内側に貼付）

25 福祉避難所について

（問合せ：生活援護課）



ホームページはこちら

災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な障害のある人や高齢者などが、直接避難し、安心して避難生活を送ることができるよう開設される避難所です。

*福祉避難所の対象者

- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する人のうち、障害支援区分5・6に該当する人

「障害支援区分」とは、障害福祉サービス（P37）を利用する際に、その人の障害等の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階で認定されます。

- 障害特性により指定避難所で生活を送ることが困難な人（多動や自閉症等の障害のある人など）
- 要介護認定者
要介護4・5の認定を受けた人のうち、特別な医療が必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯の人のいずれかに該当する人

*福祉避難所の開設基準

- 市内で震度5弱以上を観測した場合 ⇒ 「開設」
- 震度4以下の地震やその他の災害の場合 ⇒ 「状況により開設」

*福祉避難所の利用について

福祉避難所に直接避難していただく人（対象者）には、市があらかじめ聞き取り調査を行った上で避難先となる施設を選定し、お知らせします。

26 公共施設等の整備について

(問合せ：多文化共生課)

道路や公共施設等の整備・改修の際に「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、誰もが気軽に安心して出掛けることのできる「人にやさしいまちづくり」を推進していきます。

*「にいがたバリアフリーガイドマップ」は新潟県内の公共的施設等のバリアフリー情報を調べることができます。



ガイドマップはこちら
(新潟県ホームページ)

27 地域における防災対策について

(問合せ：市民安全課)

本人やその家族、地域の皆さんが、災害に対する知識や心構えを身につけておくことや、災害に対する備えをしておくことが、いざというときの適切な避難行動に結びつきます。

障害のある人や、まわりの人ができること

- *町内会の日頃の活動や行事などを通じて、地域との交流を図りましょう。
- *災害時に自分や家族だけで避難ができず、町内会や自主防災組織の助けが必要な方は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
- *ハザードマップで地域の危険場所を確認するとともに、防災訓練に積極的に参加し、避難経路や避難場所を確認しましょう。また、日頃から避難する時に持ち出すものなどを準備しておきましょう。
- *手助けをお願いする地域の人や、緊急時の消防、病院、行政機関などの連絡先（電話番号、FAX 番号など）を確認しておきましょう。
- *冬期は、雪によって避難ができなくなることがあります。万が一に備えて自宅の出入り口を確保しておきましょう。また、自分や家族だけで除雪ができない場合は、地域の人やボランティアの人たちに協力を依頼しましょう。

※安全メールの活用

事前に登録した人に、防犯や防災、火災、交通安全などの安全・安心にかかわる情報をメールやSNSで配信しています。

安全メールは以下のQRコード（安全メール登録用）からアクセスし、空メールを送信すると登録できます。QRコードからアクセスできない場合は、次のアドレスに空メールを送信してください。

○登録用メールアドレス（anzen.joetsu-city@raidai.ktaiwork.jp）

※安全メールと市公式LINEは、欲しい情報のカテゴリを登録すると、希望する情報のみを受け取ることができます。



(安全メール紹介)



(安全メール登録用)



(市公式LINE)



(市公式X)

28 災害発生時に備え、平時からの心構えを！

① 必要な情報の携帯、準備

- ・ 病院の連絡先・服用している薬等が記載された手帳等を携帯しましょう。

② 服用薬の携帯、準備

- ・ 服用している薬を2～3日分を持ち歩くか、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

③ 災害時の連絡方法や緊急の対応などの確認

- ・ 通院している病院への災害時の連絡方法や避難場所、家族との連絡の取り方などを事前に家族間で話し合っておきましょう。

④ 病院や避難所などへの移動手段の確保

- ・ 大雪等災害時は電車やバスなどの公共交通機関は使用不能になることが予想されます。
- ・ 親戚や近隣の知人、ヘルパーさんなど、緊急時の移動に協力してくれる人に事前に頼んでおくといいでしょう。
- ・ 人工透析を受けている人は、緊急時に必ず透析施設と連絡をとりましょう。

⑤ 人工透析を受けている人は、親戚、知人などの避難先と近隣の透析医療機関を調べておきましょう。

- ・ 親戚などに身を寄せる場合には、その近隣で透析治療を受けられる医療機関を探しておく必要があります。
どういった施設があるか事前に調べておきましょう。

参考：全腎協 災害対策マニュアル

29 上越市障害者資格取得支援補助金

(問合せ：産業政策課)



ホームページはこちら

障害のある人の就労機会の拡充を図るため、就労に役立つ資格の取得に必要な試験の受験料や研修等の受講料、市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。

*補助対象者：上越市に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④特別支援学校の高等部に在学している人

*申請者：次のいずれかに該当する人

- ①補助対象者本人 ※補助対象者本人が未成年の場合はその保護者
- ②補助対象者本人の法定代理人

(法定代理人であることを確認できる書類の提出が必要です。)

*補助対象資格：「補助対象資格試験等一覧表」をご覧ください。

*補助対象経費

- ①資格試験の受験料（研修等の場合は受講料）
- ②市外で行われる試験や研修を受験（受講）するための交通費

*交付申請について

- ①1万5千円を限度額とし、受験料及び市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。（10円未満切捨て）
- ②特別支援学校の高等部においては、履修が必要とされている資格は対象になりません。
- ③申請期限は受験日（研修等の場合は、修了証明書等の交付日）から1か月以内です。受験日が3月であるときは、3月末日までです。

上越市障害者資格取得支援補助金 補助対象資格試験等一覧表

全国商業高等学校協会 簿記実務検定試験	電気工事士
全国商業高等学校協会 情報処理検定試験	電気主任技術者
全国商業高等学校協会 商業経済検定試験	工事担任者DD
全国商業高等学校協会 珠算・電卓実務検定試験	工事担任者AI・DD総合種
全国商業高等学校協会 ビジネス文書実務検定試験	ボイラー技士
全国工業高等学校長協会 計算技術検定	危険物取扱者
全国工業高等学校長協会 情報技術検定	火薬類取扱保安責任者
全国工業高等学校長協会 基礎製図検定	毒物劇物取扱責任者
全国工業高等学校長協会 機械製図検定	建築施工管理技士
全国工業高等学校長協会 パソコン利用技術検定	土木施工管理
全国工業高等学校長協会 初級CAD検定	測量士補
全国工業高等学校長協会 グラフィックデザイン検定	宅地建物取引士
全国高等学校家庭科教育振興会 被服製作技術検定	建築CAD検定
全国高等学校家庭科教育振興会 食物調理技術検定	普通自動車免許(第二種免許を含む。)
全国高等学校家庭科教育振興会 保育技術検定	準中型自動車免許
日本商工会議所 簿記検定	中型自動車免許(第二種免許を含む。)
日本商工会議所 販売士検定	大型自動車免許(第二種免許を含む。)
情報処理推進機構 ITパスポート	大型特殊自動車免許(第二種免許を含む。)
情報処理推進機構 情報セキュリティマネジメント試験	フォークリフト運転技能講習
情報処理推進機構 基本情報技術者試験	高所作業車運転技能講習
情報処理推進機構 ネットワークスペシャリスト試験	社会福祉士
情報処理推進機構 データベーススペシャリスト試験	あん摩マッサージ指圧師
東京商工会議所 カラーコーディネーター検定	はり師
東京商工会議所 福祉住環境コーディネーター検定	きゅう師
日本情報処理検定協会 情報処理技能検定(表計算)	介護職員初任者研修
日本情報処理検定協会 文書デザイン検定	医療秘書技能検定
日本情報処理検定協会 日本語ワープロ検定	医療事務管理士
実務技能検定協会 秘書検定	行政書士
実務技能検定協会 ビジネス実務マナー検定	社会保険労務士
実務技能検定協会 サービス接客検定	衛生管理者
新潟県特別支援学校職業技能検定 清掃部門	調理師
ICTプロフィエンシー検定協会 ICTプロフィエンシー検定	レタリング技能検定
新潟県職業能力開発協会 職業訓練指導員(能力審査検定)	トレース技能検定
コンピュータサービス技能評価試験(CS試験)	

※上記以外の資格についても対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

30 選挙における投票について

(問合せ：選挙管理委員会事務局)

【投票所での投票】

1 点字による投票

- ・視覚に障害がある等の理由で、文字を書くことが難しい人は、点字で投票することができます。(点字器は、各投票所に用意してあります。)

2 代理投票

- ・利き手に障害がある等の理由で、文字を書くことが難しい人は、申し出により係員が代筆します。投票所でお申し出ください。(投票の秘密は固く守られます。)

3 その他

- ・車椅子を必要とする人や介助が必要な人など、お困りのことがありましたら、係員にお申し出ください。

【自宅での投票】

4 郵便等による不在者投票



ホームページはこちら

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持っている人で以下の要件を満たす場合は、ご自宅で郵便による不在者投票ができます。
- ・事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の申請をしてください。

[申請できる人]

- ◎ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証の次表の等級にあてはまる人で、上越市の選挙人名簿に登録されている人



区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級、2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級、3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

※郵便等投票制度の対象になるかどうか不明な場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

5 郵便等による不在者投票（代理記載）

- ・前項4の郵便等による不在者投票ができる人で、さらに以下にあてはまる人は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせることができます。
- ・事前に、選挙管理委員会事務局へ代理記載の申請が必要です。
[申請できる人]

区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症～第2項症

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(TEL：025－520－5807)へお問い合わせください。

31 障害者関係団体一覧

令和6年4月1日現在

身体障害者連絡協議会

代表者：山岸 実(吉川区長沢 818)
連絡先：025-548-3298 (FAX 兼用)



■上越市身体障害者連絡協議会

当協会は社会の中で楽しく、暮らしやすい生活を送れるように行政との意見交換や会員交流会を通じて情報交換や親睦を図って障害を克服することを目的としています。

- 【会員対象者】 身体障害者手帳を有する方及びその家族と賛助会員として障害者に理解を持ち活動を支援していただける方
- 【活動内容】 総会、社会見学、スポーツ交流会、ふれあいミュージック、バリアフリー活動など
- 【アピール】 スポーツ交流会やふれあいミュージックは糸魚川市・妙高市と合同で開催し、また県大会にも参加しています。スポーツも社会見学も車椅子で参加されている方もおります。どんな障害をお持ちの方も楽しみながら、親睦を図り情報交換しています。

【支部一覧】

団体名	連絡先		
	代表者名	住所	電話
上越市身体障害者福祉協会	川澄 陽子	石沢 1457	025-525-0654
頸北地区身体障害者福祉会	山岸 実	吉川区長沢 818	025-548-3298
東頸地区身体障害者福祉会	小菅 久美子	安塚区安塚 841-1	025-592-2141
牧区身体障害者福祉会	佐藤 祐子	牧区棚広 2631-1	025-533-6588

手をつなぐ育成会

代表者・連絡先：下記のとおり



■手をつなぐ育成会 (4 団体)

障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる、やさしい街づくりを目指して、地域からのご理解、ご協力や支援体制の充実に向けての活動をしています。

- 【会員対象者】 知的・発達障害児(者)をもつ保護者(家族)と本人及び活動に理解・協力下さる個人、団体
- 【活動内容】
- 人権の確立・差別をなくす活動と社会啓発
 - 関係諸機関との連絡・連携
 - 教育施設・社会福祉施設の設置拡充の推進
 - 生活支援・就労支援の推進
 - 保護者相互の連携・研修、情報誌(会報)等の発行
- 【アピール】 大好きなこの地(まち)で、ごく自然に暮らしたい



【団体一覧】

団体名	連絡先		
	代表者名	住所	電話
上越地区手をつなぐ育成会	松原 義一	中央 2-14-4 サンシティ 101 号	TEL:025-530-7788 FAX:025-530-7711
上越市浦川原手をつなぐ育成会	石田 裕一	浦川原区虫川 818 (NPO 法人 大杉の里内)	TEL:025-599-2881 FAX:025-595-3502
頸北手をつなぐ育成会	山岸 美佐子	柿崎区柿崎 558-1 (上越社協柿崎支所内)	TEL:025-536-6718 FAX:025-536-6510
名立手をつなぐ育成会	山崎 政枝	名立区名立小泊 484	TEL・FAX: 025-537-2673

視覚障害者福祉協会

代表者：吉田 浩（南本町 3-11-35）

連絡先：025-522-3725

■上越市視覚障害者福祉協会

上越市内に在住する視覚障害者、市周辺の視覚障害者及び理解のある方々で組織され、会員相互の理解と親睦を図り、視覚障害者の福祉向上を目指して活動しています。

【会員対象者】 視覚障害のある人及び視覚障害者に理解がある方

【活動内容】 総会、学習会、親睦旅行、社会見学、忘年会など

【アピール】 事業を通じて、会員相互の親睦を図り、理解を深めることを目指しています。

家族会

代表者：吉原 富男（三和区末野 1037）

連絡先：080-1082-2892（副会長：宮下）

■上越市家族会

精神疾患を持つ人を身内に抱える家族の集まりで、精神障害のある当事者とその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

【会員対象者】 精神障害のある人を身内にかかえる保護者（家族）及びこの会に賛同する協力者

【活動内容】 相互支援、学習、社会的運動を3本柱に、総会、研修会、交流会、家族相談など実施しています。

【アピール】 ひとりで悩まずみんなで支えあって！！ブログ配信中（上越市家族会→検索）



ろう協会

代表者：中村 洋子（春日新田 3-6-6-201）

連絡先：momo_nakamura1212@icloud.com（メール）

■上越市ろう協会

手話は『言語』です。ろう者が日常生活において安心して手話を使える環境になるよう活動しています。

【会員対象者】 聴覚障害のある人（ろう者）

【活動内容】 総会、講演会、社会見学、学習会、親睦旅行、忘年会、手話の指導、会報など

【アピール】 ろう者の自立と社会参加のために必要な『手話通訳者』の育成と指導にも頑張っています。一緒に活動しましょう！会員および手話指導者（講師）を募集中です。



新潟県中途失聴・難聴者協会上越支部

代表者：吉田 和江（妙高市学校町 31-21）

連絡先：0255-73-8757（FAXのみ）

【会員対象者】 聴覚障害者、難聴者

【活動内容】 総会、社会見学、要約筆記者育成の勉強会

【アピール】 きこえづらいことで、一人で悩まず孤立することのないよう、日常生活において、どんな場面でも、文字情報が表示される世の中になるよう活動しています。

腎臓病患者連絡協議会（上越地区）

代表者：大川 富男（中郷区坂本 106）

連絡先：0255-74-2865, FAX 0255-74-2865

【活動内容】 上越地区五透析施設患者の代表が集まり連絡を取り合っています。

32 身体障害者障害程度等級表

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（4分の1視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（2分の1指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能 言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢 体	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
自 由	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 注2 不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの
肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、小腸、免疫	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。

注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。

注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。

5 級	6 級	7 級	備 考
1 視力の良い方の眼の視力が0.2か 一方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が 欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えか つ100点以下のもの 5 両眼中心視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上 0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以 下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の 級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定され ている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付になら ないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害 と重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合につい ては、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすること ができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の 指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近位部を欠く ものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部 の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩 より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつ て計測したものをいう。 7 下肢の長さは、上前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したもの をいう。
平衡機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指の機能の著しい障 害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機能 の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃した もの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の 機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一 上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障 害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指 を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指 の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節 肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機能 の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指 の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指 くすり指及び小 指を欠くもの 6 一上肢のなか指 くすり指及び小 指の機能を全廃したもの	
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能 の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃した もの 3 一下肢が健側に比して5センチメ ートル以上又は健側の長さの15分 の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠 くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障 害	1 両下肢のすべての指の機能の著し い障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節 膝関節又は足関 節のうち、いずれか一関節の機能の 軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃 したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメ ートル以上又は健側の長さの20分 の1以上短いもの	
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機 能障害により社会での日常生活活動 に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機 能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有する もの	
不随意運動・失調等により社会にお ける日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能 の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有する もの	

33 参考資料 1 ※税制改正等により、計算方法が変わる場合があります。

【所得の計算方法】

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額等） - 下記諸控除

【所得制限の限度額】 ※ 扶養親族等の数により、限度額が変わります

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得制限限度額	所得制限限度額
0	3,604,000 円	6,287,000 円
1	3,984,000 円	6,536,000 円
2	4,364,000 円	6,749,000 円
3	4,744,000 円	6,962,000 円
4	5,124,000 円	7,175,000 円
5	5,504,000 円	7,388,000 円

※所得制限における扶養義務者とは、同一世帯内での最多収入者をいいます。

※以下の場合、この所得制限限度額に加算されます。

○受給者本人について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。

70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。

特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

○配偶者・扶養義務者について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。

老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算（ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算）。

※以下の控除額が所得額から差し引かれます（控除によっては所得要件があります）

- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 → 控除相当額
- 配偶者特別控除 → 控除相当額
- 社会保険料控除 (受給資格者の場合) → 控除相当額
- (扶養義務者の場合) → 8万円
- 障害者控除 (本人除く) → 27万円
- 特別障害者控除 (本人除く) → 40万円
- 寡婦控除、勤労学生控除 → 27万円
- ひとり親控除 → 35万円
- 肉用牛の売却による事業所得 → 当該免除に係る所得の額

対象のサービス

- ・ タクシー等・自動車燃料費の助成
- ・ 重度心身障害者医療費助成（県障）
- ・ 人工透析患者通院交通費の助成
- ・ 精神障害者入院医療費助成
- ・ 障害者用自動車改造費の助成
- ・ 介護者用自動車改造費の助成
- ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当

参考資料2

【障害者総合支援法の対象疾病（難病等）366疾病 一覧表】

1	アイカルディ症候群	64	眼皮膚白皮症	127	混合性結合組織病
2	アイザックス症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	128	鰓耳腎症候群
3	IgA腎症	66	ギャロウェイ・モワト症候群	129	再生不良性貧血
4	IgG4関連疾患	67	急性壊死性脳症	130	サイトメガロウィルス角膜内膜炎
5	亜急性硬化性全脳炎	68	急性網膜壊死	131	再発性多発軟骨炎
6	アジソン病	69	球脊髄性筋萎縮症	132	左心低形成症候群
7	アッシュャー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	133	サルコイドーシス
8	アトピー性脊髄炎	71	強直性脊椎炎	134	三尖弁閉鎖症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	三頭酵素欠損症
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	136	CFC症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	137	シュエーグレン症候群
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	色素性乾皮症
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	139	自己貪食空胞性ミオパチー
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性肝炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	78	筋型糖尿病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	自己免疫性溶血性貧血
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	四肢形成不全
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連周期熱症候群	144	シトステロール血症
19	1p36欠失症候群	82	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	シリン欠損症
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゼン症候群	146	紫斑病性腎炎
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスporter-1欠損症	147	脂肪萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性特発性関節炎
23	遺伝性膝炎	86	グルタル酸血症2型	149	若年性肺気腫
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロウ・深瀬症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	重症筋無力症
26	ウィリアムズ症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	152	修正大血管転位症
27	ウィルソン病	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	153	ジュベール症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経細胞移動異常症
31	ウルリッヒ病	94	限局性皮質異形成	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
32	HTLV-1関連脊髄症	95	原発性局所多汗症	158	神経線維腫症
33	ATR-X症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経フェリチン症
34	ADH分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	神経有棘赤血球症
35	エーラス・ダングロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性核上性麻痺
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
38	エマズエル症候群	101	顕微鏡の大腸炎	164	進行性多巣性白質脳症
39	遠位型ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	進行性白質脳症
40	円錐角膜	103	高IgD症候群	166	進行性ミオクロウズスてんかん
41	黄色靭帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	170	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	108	後縦帯骨化症	171	スミス・マギニス症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	スモン
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	脆弱X症候群
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	脆弱X症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成人スチル病
50	家族性地中海熱	113	高チロシン血症3型	176	成長ホルモン分泌亢進症
51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	114	後天性赤芽球癆	177	脊髄空洞症
52	家族性良性慢性天疱瘡	115	広範脊柱管狭窄症	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
53	カナバン病	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	179	脊髄髄膜瘤
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	180	脊髄性筋萎縮症
55	歌舞伎症候群	118	コケイン症候群	181	セピアブレン還元酵素(SR)欠損症
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	119	コストロ症候群	182	前眼部形成異常
57	カルニチン回路異常症	120	骨形成不全症	183	全身性エリテマトーデス
58	加齢黄斑変性	121	骨髄異形成症候群	184	全身性強皮症
59	肝型糖尿病	122	骨髄線維症	185	先天異常症候群
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	186	先天性横隔膜ヘルニア
61	環状20番染色体症候群	124	5p欠失症候群	187	先天性核上性球麻痺
62	関節リウマチ	125	コフィン・シリス症候群	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
63	完全大血管転位症	126	コフィン・ローリー症候群	189	先天性魚鱗癬

※最新の情報についてはお問合せください。

番号	疾病名
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症
206	総動脈幹遺残症
207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症
209	ソンス症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
212	大脳皮質基底核変性症
213	大理石骨病
214	ダウン症候群
215	高安動脈炎
216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症
218	多発血管炎性肉芽腫症
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症
221	多発性嚢胞腎
222	多脾症候群
223	タンジール病
224	単心室症
225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群
227	胆道閉鎖症
228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞僅少症
233	TSH分泌亢進症
234	TNF受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症
236	天疱瘡
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症
239	特発性間質性肺炎
240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病
242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症
245	特発性多中心性キャッスルマン病
246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴
248	突発性難聴

番号	疾病名
249	ドラベ症候群
250	中條・西村症候群
251	那須・ハコラ病
252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
254	22q11.2欠失症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症
257	ヌーナン症候群
258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
259	ネフロン癆
260	脳クレアチン欠乏症候群
261	脳腫黄色腫症
262	脳表へモジゲリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症
275	PCDH19関連症候群
276	非ケトーシス型高グリシニン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎/多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎
289	肥満低換気症候群
290	表皮水疱症
291	ヒルシユスブルング病(全結腸型又は小腸型)
292	VATER症候群
293	ファイファー症候群
294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	ブラウ症候群
304	プラダー・ウィリ症候群
305	プリオン病
306	プロピオン酸血症
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)

番号	疾病名
308	閉塞性細気管支炎
309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	ペーチェット病
311	ベスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症
313	ヘモクロマトーシス
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症
316	ペルオキシゾーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
326	慢性血栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膝炎
329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠伸てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無βリポタンパク血症
336	メープルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症候群
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
348	4p欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスムッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫瘍/ゴーハム病
357	リンパ脈管腫症
358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
359	ルビシユタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスモンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

※最新の情報についてはお問合せください。

参考資料 3 身近で見かける障害者マーク

マーク	それぞれのマークの意味
	<p>身体障害者標識（障害者マーク）</p> <p>肢体に障害のあることを理由に免許に条件を付されている人が、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> Tel 025-521-0110 他</p>
	<p>聴覚障害者シンボルマーク（耳マーク）</p> <p>聴覚に障害のあることを表すマークです。聴覚に障害のある人が、自身の聴覚に障害のあることを自己表現するために考えられました。</p> <p>聴覚に障害のある人は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。聴覚に障害のある人と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</u> FAX 03-3354-0046</p>
	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>国際リハビリテーション協会によって障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。個人の車に表示した場合、障害のある人が乗っていることを周囲にお知らせすることはできますが、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p> <p>問合せ＝<u>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</u> Tel 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>
	<p>視覚障害者を表示する国際マーク</p> <p>視覚に障害のあることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚に障害のある人が安全に渡れるよう信号時間が長めに調整されています。</p> <p>問合せ＝<u>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</u> Tel 03-5291-7885</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共の施設や交通機関、民間施設（デパートやホテルなど）でも同伴できることを知っていただくためのマークです。補助犬はペットではありません。肢体に障害のある人の体の一部となって働いています。</p> <p>問合せ＝<u>厚生労働省 社会・援護局</u> Tel 03-5253-1111</p>

	<p>オストメイトマーク 人工肛門や人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。 問合せ＝<u>社団法人 日本オストミー協会</u> Tel 03-5670-7681</p>
	<p>ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などの配慮をお願いします。 問合せ＝ <u>内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会</u> Tel 080-4824-9928</p>
	<p>聴覚障害者マーク 普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。また、対象者が表示しない場合、道路交通法違反になります。 問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> Tel 025-521-0110 他</p>
	<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 問合せ＝<u>東京都福祉保健局障害施策推進部計画課</u> Tel 03-5321-1111 FAX 03-5388-1407</p>
<p>①</p>  <p>②</p> 	<p>①手話マーク ②筆談マーク ろう者、難聴者、中途失聴者は音声に代わる、視覚的な手段でのコミュニケーション方法、手話や筆談が必要です。 このマークは、ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。 問合せ＝<u>一般財団法人全日本ろうあ連盟</u> Tel 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>

主な問合せ先

■ 上越市役所	代表	025-526-5111
	福祉課	025-520-5695
	高齢者支援課	025-520-5707
	こども発達支援センター	025-522-4609
	上越市福祉交流プラザ	025-527-2525
	安塚区総合事務所	025-592-2003
	浦川原区総合事務所	025-599-2301
	大島区総合事務所	025-594-3101
	牧区総合事務所	025-533-5141
	柿崎区総合事務所	025-536-2211
	大潟区総合事務所	025-534-2111
	頸城区総合事務所	025-530-2311
	吉川区総合事務所	025-548-2311
	中郷区総合事務所	0255-74-2411
	板倉区総合事務所	0255-78-2141
	清里区総合事務所	025-528-3111
	三和区総合事務所	025-532-2323
	名立区総合事務所	025-537-2121
■ 上越市社会福祉協議会（本所）		025-526-1515
	安塚支所	025-592-3002
	浦川原支所	025-599-3878
	大島支所	025-594-7107
	牧支所	025-533-5700
	柿崎支所	025-536-6718
	大潟支所	025-534-2410
	頸城支所	025-530-4361
	吉川支所	025-548-3454
	中郷支所	0255-81-6033
	板倉支所	0255-78-2220
	清里支所	025-528-4063
	三和支所	025-529-2231
	名立支所	025-537-2566
■ 上越地域振興局 健康福祉環境部		025-524-6149
■ 上越児童・障害者相談センター		025-524-3355
■ ハローワーク 上越(上越公共職業安定所)		025-523-6121

発行 上越市 福祉課

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

025-520-5695 (福祉第二係直通)

FAX 025-525-5157 (福祉課直通)

Email fukusi@city.joetsu.lg.jp

(上越市ホームページ)

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>